

鴨川市地域防災計画

〔資料編〕

令和8年3月

鴨川市防災会議

鴨川市地域防災計画 資料編

1. 防災関係条例及び規定等	1
1-1 鴨川市防災会議条例	1
1-2 鴨川市災害対策本部条例	2
1-3 鴨川市災害対策本部規則	3
2. 被災者支援	4
2-1 災害弔慰金の支給等に関する法律による支給	4
2-2 千葉県災害見舞金等支給基準	6
2-3 鴨川市災害見舞金等支給要綱	7
2-4 被災者生活再建支援制度	11
2-5 災害救助法	12
2-6 激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準	17
2-7 罹災証明書	20
3. 県への被害報告	21
3-1 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）	21
3-2 市町村行政機能チェックリスト	30
4. 相互応援協定等	31
5. 自衛隊派遣要請	35
6. 災害危険箇所等	37
6-1 土砂災害警戒区域指定状況	37
6-2 地すべり関連一覧表	49
6-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地	52
6-4 洪水浸水想定区域図	53
6-5 高潮浸水想定区域図	55
6-6 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間	57
6-7 緊急輸送道路図及び対象路線区間一覧	58
7. 避難計画	59
7-1 避難施設一覧 避難所	59
7-2 避難施設一覧 指定緊急避難場所	60
7-3 要配慮者利用施設	65
7-4 様式	67
8. ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表	78
9. 関係機関連絡先一覧	79

1. 防災関係条例及び規定等

1-1 鴨川市防災会議条例（平成17年2月11日条例第16号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、鴨川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鴨川市地域防災計画を作成しその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員14人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 安房郡市広域市町村圏事務組合消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（防災会議）

第4条 防災会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 防災会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

1. 防災関係条例及び規定等

1-2 鴨川市災害対策本部条例（平成17年2月11日条例第17号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、鴨川市災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

（分掌）

第3条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

1-3 鴨川市災害対策本部規則（平成17年2月11日規則第20号）

（趣旨）

第1条 この規則は、鴨川市災害対策本部条例(平成17年鴨川市条例第17号)第4条の規定に基づき、鴨川市災害対策本部(以下「対策本部」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（副本部長）

第2条 副本部長は、副市長をもって充てる。

（本部員）

第3条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育委員会教育長
- (2) 企画総務部長、市民福祉部長、建設経済部長、教育次長及び議会事務局長
- (3) 鴨川市行政組織規則(平成18年鴨川市規則第20号)第5条第1項に規定する課の長、天津小湊支所長、清掃センター所長、衛生センター所長、国保病院事務長、会計管理者、水道課長、学校教育課長、生涯学習課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及びこれらに相当する職にある者
- (4) 消防団団長

（本部連絡員）

第4条 対策本部に本部連絡員(以下「連絡員」という。)を置く。

2 連絡員は、本部長が指名する職員をもって充てる。

3 連絡員は、各種情報の収集及び相互連絡調整の事務を担当する。

（対策本部の組織編成及び本部員の事務分掌）

第5条 対策本部の組織編成及び本部員の事務分掌は、本部長が別に定める。

（本部員の配備）

第6条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の本部員の配備は、本部長が別に定める。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、対策本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

2. 被災者支援

2-1 災害弔慰金の支給等に関する法律による支給

自然災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金をそれぞれ支給するとともに、災害により住居、家財に被害を受けた世帯主に対して生活の立て直しに資するための災害援護支金の貸付けを実施する。

鴨川市においては、千葉県市町村総合事務組合条例に基づき実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

①対象災害（災害救助法の適用がない場合でも対象となる。）

自然災害（事故等人为的な原因により被害が生じた場合は対象外）

- ・市において住居が5世帯以上滅失した
- ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある
- ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある
- ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある

②支給対象

上記①により死亡した者の遺族に対して支給する。

（遺族＝配偶者、子、父母、孫、祖父母）

③弔慰金の額

- ・生計維持者が死亡した場合 500万円
- ・その他の者が死亡した場合 250万円

(2) 災害障害見舞金の支給

①対象災害

(1) 災害弔慰金に同じ

②支給対象

上記①により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。

- ・両目が失明したもの
- ・咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ・両上肢の用を全廃したもの
- ・両下肢のひざ関節以上で失ったもの
- ・両下肢の用を全廃したもの
- ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められるもの

③弔慰金の額

- ・生計維持者が負傷した場合 250万円
- ・その他の者が負傷した場合 125万円

(3) 災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

①対象災害

自然災害であって、県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする（県内の全ての市町村における被害が対象となる。）。

②貸付対象

- 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合
- 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害である

2. 被災者支援

➤ 住居の滅失

と認められる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が以下のとおりであるもの。

同一世帯員	前年の所得の合計額の上限
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする

③支援の内容

■貸付限度額

a. 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合	
ア 当該負傷のみ	150万円
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
ウ 住居の半壊	270万円
エ 住居の全壊	350万円
b. 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合	
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊	250万円
エ 住居の全体が滅失若しくは流失	350万円

■貸付利率

- ・保証人を立てる場合：無利子
- ・保証人を立てない場合：年1.5%（据置期間中は無利子）

■据置期間

3年以内（特別の場合 5年）

■償還期間

10年以内（据置期間を含む）

2-2 千葉県災害見舞金等支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、千葉県内における災害による被災者及び遺家族に対し災害見舞金及び弔慰金を支給する場合の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他異常な自然現象によって発生した災害をいう。

(見舞金等支給対象)

第3条 知事は、同一原因の災害による千葉県内の被害が、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金等を支給することができる。

- (1) 死者（行方不明を含む）が発生した場合
- (2) 家屋被害のうち、全壊・全焼・流失が5棟以上発生した場合
- (3) その他知事が特に必要と認める場合

(見舞金の額)

第4条 見舞金等の額は次の基準によるものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、これらの金額を増額することができる。

(1) 死者	弔慰金として1人につき	100,000円
(2) 行方不明者	見舞金として1人につき	100,000円
(3) 重傷者	見舞金として1人につき	30,000円
(4) 家屋の全壊・全焼・流失	見舞金として1世帯につき	100,000円

(支給対象者)

第5条 見舞金等は、次の各号に掲げる者に支給するものとする。

- (1) 死者 遺族
- (2) 行方不明者 家族
- (3) 重傷者 本人
- (4) 家屋の全壊・全焼・流出 被災世帯主

2-3 鴨川市災害見舞金等支給要綱（平成17年2月11日告示第12号）

（趣旨）

第1条 この告示は、災害を被った市民に対し、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発により被害を生ずること。
- (2) 市民 災害により被害を受けた際、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者

（被災の報告等）

第3条 市民は、次に掲げる災害を受けた場合、市長に災害状況報告書（別記第1号様式）を提出するものとする。ただし、市の担当職員において、被災の状況確認が済んでいる場合は、これを省略することができる。

- (1) 災害による、住家の全壊、半壊若しくは床上浸水又は全焼若しくは半焼
- (2) 災害による、死亡又は行方不明若しくは負傷
- (3) 災害において生じた便所のみ取り及び二次災害を及ぼすおそれのある土砂等を排除する場合

2 市長は、市民が前項に掲げる災害を受けた場合に、その世帯又は遺族に対し見舞金等を支給する。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、見舞金等を支給することができる。

（調査）

第4条 市長は、被災者の調査については、消防署、消防団、警察、市政協力員及び民生委員その他関係行政機関と緊密な連絡をとり、災害の状況を調査し、災害調査票（別記第2号様式）を作成する。

（見舞金等の支給）

第5条 市長は、前条に規定する調査に基づき調整し、別表により見舞金等を支給する。

（見舞金等の適用除外）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、見舞金等は、支給しない。

- (1) 被災者が災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号（応急仮設住宅の供与に係る部分に限る。）若しくは第6号又は災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に掲げる救助を受けることができる場合
- (2) 被災者が被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金の支給を受けることができる場合
- (3) 被災者が鴨川市被災者生活再建支援金支給規則（令和5年鴨川市規則第28号）に基づく鴨川市被災者生活再建支援金の支給を受けることができる場合
- (4) 被災者が防災に関する市長又は行政機関の勧告に従わず被害を受けた場合
- (5) 火災の場合において、当該火災の原因が見舞金等を受けるべき被災者の故意又は重大な過失によると認められる場合
- (6) 住家として使用していない建物に災害を受けたとき（別表に掲げる「家屋に被害を及ぼす土砂を排除する経費（応急処理分）」を除く。）。

2 死亡の場合において、死亡した者の遺族が千葉県市町村弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定に基づく災害弔慰金の支給を受けることができる場合は、第3条第1項第2号の見舞金等は、支給しない。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2. 被災者支援

別表（第5条関係）

災害の状況		見舞金等の額
住家の全壊又は全焼		1世帯につき 100,000円
住家の半壊又は半焼		1世帯につき 50,000円
床上浸水		1世帯につき 30,000円
死亡又は行方不明	主たる生計維持者	100,000円
	その他の者	1人につき 50,000円
負傷	軽傷（1週間以上～1月未満の入院の場合）	30,000円
	重傷又は重体（1月以上の入院の場合）	50,000円
冠水した家屋における便所の汲取料		全額
家屋に被害を及ぼす土砂を排除する経費（応急処理分）		全額 （ただし、10万円を上限とする。）
上記以外で市長が認めるもの		10,000円

2. 被災者支援

別記第1号様式 (第3条関係)

災 害 状 況 報 告 書

鴨川市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日に発生した
ます。

により、下記の災害が生じたので報告いたし

年 月 日

記

1 被災カ所 鴨川市

2 被災の状況

第2号様式（第4条関係）

災 害 調 査 票

調査報告者氏名



被災年月日	災害の種類	被災世帯の住所・世帯主氏名	住民登録等の有無	災害の状況	見舞金額 (円)
年 月 日		鳴川市	有 無		
年 月 日		鳴川市	有 無		
年 月 日		鳴川市	有 無		
年 月 日		鳴川市	有 無		
年 月 日		鳴川市	有 無		
年 月 日		鳴川市	有 無		

災害見舞金額

円

上記のとおり、災害状況を確認し、災害見舞金を支払ったことを報告する。

年 月 日

鳴川市福祉事務所長

2-4 被災者生活再建支援制度

(1) 対象となる自然災害

次のいずれかに該当する自然災害。

1. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
2. 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
3. 100世帯以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
4. 1又は2の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
5. 3又は4の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で1から3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害(人口10万人未満に限る)
6. 1若しくは2の市町村を含む都道府県、又は3の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万以上10万人未満に限る)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

(2) 対象となる被災世帯

地震や津波等により次の住宅被害を受けた世帯。

1. 居住する住宅が全壊した世帯(全壊世帯)
2. 居住する住宅が半壊し又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること等やむを得ない事由により、当該住宅を解体し又は解体されるに至った世帯(解体世帯)
3. 災害による危険な状況が継続する等、住宅に居住することができない状態が長期間継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)
4. 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模半壊世帯)
5. 居住する住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(中規模半壊世帯)

(3) 支給区分、支援金の額

以下のとおりで、世帯人数が1人の場合は4分の3の額となる。

1. 基礎支援金
住宅の被災程度に応じて支給
①全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯：100万円
②大規模半壊世帯：50万円
2. 加算支援金
住宅の再建方法に応じて支給
①全壊世帯、解体世帯、大規模半壊世帯：建設・購入200万円、補修100万円、賃借(公営住宅を除く)50万円
②中規模半壊世帯：建設・購入100万円、補修50万円、賃借(公営住宅を除く)25万円

(4) 申請先

市町村の窓口

2. 被災者支援

2-5 災害救助法

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(令和7年10月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条 第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条 第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

2. 被災者支援

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援助者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内							
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算		
		全全流		壊焼失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
					冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半半床上浸水		壊焼	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
冬	10,700		14,000		19,900	23,600	29,800	3,900			

2. 被災者支援

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	

2. 被災者支援

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500 円 中学校生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,700円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり5,900円以内 検 案： 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 1世帯当たり 143,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

2. 被災者支援

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第2号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2-6 激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある種類別に次のように基準を定めている。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別の 財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入× 0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入× 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の標準税収入× 25% …の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額>県内全市町村の標準税収入× 5% …の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業 等に係る補助の特別措 置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額>全国農業所得推定 額×0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額>全国農業所得推定 額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の農業所得推定額 ×4% …の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額>10億円…の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施 設災害復旧事業の補助 特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措 置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除 く。
第8条	天災による被害農林漁 業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置 の特例	A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者>当該都道府県の農業者×0.5% …の県が1以上 ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、 その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるもの については、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対 する補助	A 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5% B 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の生産林業所 得推定額×60%…の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得推定額× 1% …の県が1以上 ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生 産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条 第13条	中小企業信用保険法に よる災害関係保証の特 例 小規模企業者等設備導 入資金助成法による貸 付金の償還期間等の特	A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 >当該都道府県の中小企業所得推定額×2% …の県が1以上 又は

2. 被災者支援

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第15条	例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円 …の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数 \geq 4,000戸 B (1) 被災地全域滅失戸数 \geq 2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 \geq 200戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 \geq 1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 \geq 400戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第23条	産業労働者住宅建設資金の融通の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

2. 被災者支援

(2) 局地激甚災害指定基準

市町村単位の被害額を基準として、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
第5条 第6条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額 > 当該市町村に係る生産林業所得推定額 × 1.5 (樹木に係るもの) (木材生産部門) (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 > 300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積 > 当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの) × 25%
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が1千万円のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

2. 被災者支援

2-7 罹災証明書

罹災証明書様式の例

整理番号

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹 災 原 因	
---------	--

被災住家の所在地	
住家被害の程度	
被災区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

千葉県鴨川市長

印

3. 県への被害報告

3-1 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

第一章 総則

第一節 目的、定義及び基準

（目的）

第一条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局又は千葉県国民保護等対策本部事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。

（用語の定義）

第二条 本要綱において使用する用語の定義は別表1のとおりとする。

（事案の定義及び基準）

第三条 本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表1「事案登録基準」とおりとする。

第二節 報告

（報告の種類と時期）

第四条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」とおりとする。

（報告方法）

第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステムを使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。

（情報の正確性）

第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。

第三節 情報共有

（対象範囲）

第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。

（情報の取扱）

第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。

（システムによる情報共有）

第九条 事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。

（報道発表等による情報共有）

第十条 前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁Webサイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への情報提供を行う。

（個人情報保護に関する特例）

第十一条 この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により、本人以外から行うことができる。

3. 県への被害報告

第二章 事務局

第一節 体制

(情報共有に関する事務及びシステムの運用)

第十二条 情報共有に関する事務総括及びシステムの運用は情報班が行う。

(物資資源管理情報に関する事務)

第十三条 物資資源管理情報に関する情報共有は物資支援班が行う。

(避難所等情報に関する事務)

第十四条 避難所等情報に関する情報共有は被災者支援班が行う。

(システムのメンテナンス)

第十五条 情報の共有に使用するシステムのメンテナンスは通信システム班が行う。

第二節 情報収集

(システム、電話等)

第十六条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部局及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。

(現地への職員の派遣)

第十七条 現地派遣班は、事務局長の指示により編成され、被災地に派遣されることで現地の情報を収集する。

(航空機)

第十八条 航空運用調整班は、緊急に情報を収集する必要がある場合、次の組織にヘリコプター等による空撮映像の配信を、各組織で定められた規定等に基づいて依頼する。

- 一 陸上自衛隊
- 二 海上自衛隊
- 三 千葉県警察本部
- 四 千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）
- 五 海上保安庁
- 六 その他

(その他の手段)

第十九条 情報班は、テレビ、インターネット、高所監視カメラその他のあらゆる手段を用いて必要な情報を収集する。

第三節 準用

(災害対策本部等設置前の対応)

第二十条 災害対策本部又は国民保護等対策本部が設置されない場合において、本要綱に事務局（事務局に置く各班を含む。）とあるものは、危機管理課と読み換えるものとする。

第三章 各部及び各支部

第一節 共通

(即時報告)

第二十一条 各部または各支部は、所管する課または出先機関について別表1「報告の種類と時期」の即時報告に指定する情報のほか、庁舎の被災状況、職員の参集状況、参集時に覚知した情報等を事務局に報告する。

(随時報告)

第二十二条 各部または各支部は、別表2、3に規定する報告内容を覚知した場合は直ちに報告する。

第二節 各部

(報告内容)

3. 県への被害報告

第二十三条 各部で報告する内容とその所管課、指定様式は別表2のとおり。

第三節 各支部

(支部災害派遣職員)

第二十四条 各支部が派遣した災害派遣職員の得た情報は、随時事務局に報告する。

第四章 市町村等

第一節 体制

(情報の報告窓口)

第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。

第二節 報告

(報告様式)

第二十六条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表3のとおり。

(認定のない情報の報告)

第二十七条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。

(被害情報の認定)

第二十八条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。

附 則

この要綱は、平成二十九年四月一日から施行する。

千葉県被害情報等報告要領は、平成二十九年三月三十一日をもって廃止する。

この要綱は、平成二十九年七月一日から施行する。

[別表1] 用語の定義

用語	定義
報告	事務局（または危機管理課）が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。
情報共有	事務局（または危機管理課）及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。
システム	千葉県防災情報システムのこと。
事案登録	情報の報告、共有を行うために事案を分類し、定義すること。
事案登録基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合。 ・ 県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。 ・ 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。 ・ 市町村に災害対策本部が設置された場合。 ・ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると事務局が認めた場合。 ・ 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。 ・ 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。
報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告（各部、各支部及び市町村）。 ・ 【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・ 【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前10時及び午後3時時点での情報を30分以内）。 ・ 【平時報告】事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は危機管理課が別途指定する。

3. 県への被害報告

物資資源管理情報	<p>災害その他の事案で使用する食糧、資機材等の情報及びそれらを集積、備蓄、配送するために必要な情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県備蓄倉庫（県有及び民間倉庫）の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 市町村の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 県及び市町村備蓄物資の品目及び数量。
避難所等情報	<p>災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 緊急避難場所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。

[別表 2] 各部局における報告一覧表（略）

[別表 3] 市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 1 (人的被害)
住家等被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 2 (住家等被害)
交通規制・道路被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 3 (交通規制・道路被害)
その他の被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 4 (その他の被害)
避難勧告等に関する情報	市町村	様式 5 (避難勧告等)
物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	市町村	消防庁様式 (災害即報 4 号様式)

(別表) 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	人的被害
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。	人的被害
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。		人的被害

3. 県への被害報告

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
		(※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)		
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。	人的被害
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めたい場合は、軽傷者とする。	人的被害
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、两部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。	住家等被害
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だし		住家等被害

3. 県への被害報告

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
		く、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。		
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的は、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。		住家等被害
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部損壊」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。	住家等被害
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。	住家等被害
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。		住家等被害
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住		住家等被害

3. 県への被害報告

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
		しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。		
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・漁港施設・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。	住家等被害
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。	住家等被害
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。	住家等被害
	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。		住家等被害
	罹災世帯	1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家等被害
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。		住家等被害
道路被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。	交通規制・道路被害
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。		交通規制・道路被害
	がけくずれ			交通規制・道路被害

3. 県への被害報告

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。		交通規制・道路被害
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		交通規制・道路被害
その他被害	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。	その他の被害
	漁港	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条に規定する外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、航行補助施設等とする。		その他の被害
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。	その他の被害
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。	その他の被害
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。	参考様式【交通計画課】
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他の被害
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。		公共土木施設被害詳細報告
	水道施設	断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	参考様式【水政課・水道局】
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点におけ	その他の被害

3. 県への被害報告

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
		とする。	る戸数を合計する。	
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	その他の被害
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。	その他の被害
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感じて作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。	その他の被害
	ブロック 石堀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。		その他の被害
	田の流失 埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。		参考様式【農林水産政策課】
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。		参考様式【農林水産政策課】
	畑の流失 埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。		参考様式【農林水産政策課】
	畑の冠水			参考様式【農林水産政策課】
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。		その他の被害
活動 体制	庁内各部署 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後 30 分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握し、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。	

3. 県への被害報告

3-2 市町村行政機能チェックリスト

市町村行政機能チェックリスト様式の例

市町村行政機能チェックリスト									
<送付先>〇〇県〇〇課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000) ※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000) へ送付									
市町村行政機能即報 (チェックリスト) 総務省受信者氏名 _____ 災害名 _____ (第 報)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">報告日時</td> <td style="width: 70%;">年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告者職名氏名</td> <td>職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)</td> </tr> </table>	報告日時	年 月 日 時 分	都道府県		市町村		報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)
報告日時	年 月 日 時 分								
都道府県									
市町村									
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)								
1. トップマネジメントが機能しているか <table style="float: right; text-align: center;"> <tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
はい	いいえ								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
① 市町村長の安否は確認できたか <table style="float: right; text-align: center;"> <tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table> (市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
はい	いいえ								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
② 災害対策本部会議を定期的開催しているか									
③ 災害応急対策業務等 (例：避難所運営、物資供給) (以下「業務等」という) の役割分担を行い、責任者が明確になっているか <table style="float: right; text-align: center;"> <tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
はい	いいえ								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
④ 広報・報道対応を円滑に行えているか (プレスリリースの定例化等) <table style="float: right; text-align: center;"> <tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
はい	いいえ								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
⑤ 特記事項 <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>									
2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか <table style="float: right; text-align: center;"> <tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
はい	いいえ								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
① 職員は業務等を担うために適切に参集しているか <table style="float: right; text-align: center;"> <tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table> (職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
はい	いいえ								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
② 職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか <table style="float: right; text-align: center;"> <tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
はい	いいえ								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
③ 特記事項 <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>									
3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか <table style="float: right; text-align: center;"> <tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
はい	いいえ								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
① 災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか <table style="float: right; text-align: center;"> <tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
はい	いいえ								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
② 主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか <table style="float: right; text-align: center;"> <tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
はい	いいえ								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
③ 安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか (停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など) <table style="float: right; text-align: center;"> <tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>		はい	いいえ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
はい	いいえ								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
④ 特記事項 <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>									
※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く (原則として発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。									

4. 相互応援協定等

4. 相互応援協定等

No	協定名	協定締結先	概要	締結日
1	鴨川市と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定	東京都荒川区	物資・資機材の提供、職員の派遣、被災者受け入れ等	H7. 11. 29
2	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県下の市町村及び一部事務組合	水道災害の応援	H7. 11. 2
3	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内市町村	資機材・物資の提供、職員の派遣、施設の提供等	H8. 2. 23
4	災害時における物資の供給に関する協定	千葉県石油商業共同組合 安房支部	ガソリン、軽油、灯油等の供給	H8. 10. 1
5	大規模停電時における鴨川市防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力(株)	大規模停電時の停電広報	H12. 4. 1
6	災害時の医療救護活動に関する協定	(公社) 安房医師会	医療救護班の派遣、医薬材料品の供給	H13. 12. 25
7	亀田総合病院における異常事態発生時の通報連絡等に関する協定	亀田総合病院、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	異常事態発生時の通報連絡	H14. 4. 1
8	災害時における物資の供給に関する協定	(株) カインズホーム鴨川店	物資の供給	H17. 1. 19
9	災害時における物資の供給に関する協定	(株) ベイシア鴨川店	物資の供給	H17. 1. 25
10	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社) 安房歯科医師会	災害時の歯科医療	H17. 10. 11
11	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活共同組合コープみらい	応急生活物資の供給	H17. 11. 11
12	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	(公社) 千葉県LPガス協会	LPガス・LPガス器具等の供給	R7. 10. 7
13	災害時における災害応急対策に関する協定	千葉土建一般労働組合夷隅支部	応急対策の実施	H19. 8. 10
14	災害時における物資供給に関する協定	(NPO) コメリ災害対策センター	物資の供給	H20. 2. 27
15	災害時における相互援助に関する協定	東京都板橋区、栃木県日光市、山梨県都留市、群馬県渋川市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県南蒲原郡田上町、新潟県妙高市、福島県白河市、山形県最上郡最上町、山形県尾花沢市	応急物資の供給、輸送、職員の派遣、被災者の収容	R3. 11. 4
16	高齢者の安全・安心に関する協定	鴨川警察署	高齢者の安全に関する協力	H22. 8. 19
17	災害時における応急措置に関する協定	鴨川市建設協力会	道路・河川等の応急措置	H23. 6. 1
18	災害時における救援物資の提供に関する協定	コカ・コーライーストジャパン(株)	飲料水等の救援物資の提供	H23. 7. 12
19	災害時における遺体搬送に関する協定	(一社) 全国霊柩自動車協会	遺体の搬送	H24. 4. 1
20	災害時情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	情報連絡員の派遣	H24. 6. 13

4. 相互応援協定等

No	協定名	協定締結先	概要	締結日
21	災害時における協力に関する協定	(学法) 鉄焦館 亀田医療大学	避難所の提供	H24. 6. 15
22	災害時の協力に関する協定	千葉県教育委員会 千葉県立鴨川青年の家	避難所の提供	H24. 12. 1
23	加盟団体災害時相互応援協定	廃棄物と環境を考える協議会	物資・資機材の提供、職員の派遣等	H25. 7. 12
24	災害時における協力に関する協定	千葉県環境保全センター 鴨川部会	下水、し尿、浄化汚泥の撤去、収集、運搬等	H25. 8. 22
25	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	養護老人ホーム緑風荘、特別養護老人ホーム千の風・清澄、特別養護老人ホームめぐみの里、障害者支援施設しあわせの里、障害福祉サービス事業所らんまん、障害支援施設嶺岡園	福祉避難所の設置運営	H26. 3. 31
26	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	認定調査等	H26. 7. 15
27	災害時における畳の提供等における協定	5 日で 5000 枚のプロジェクト実行委員会	畳の提供	H27. 3. 25
28	鴨川市と鴨川市内郵便局間における包括連携協定	鴨川市内郵便局	情報の提供	H27. 8. 27
29	広告付避難施設等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株) 千葉総支社	避難施設看板の提供	H27. 9. 10
30	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	(株) セブン-イレブン・ジャパン	物資の供給	H27. 10. 1
31	千葉県立内浦山県民の森における災害時の協力に関する協定	千葉県	避難所の提供	H27. 11. 13
32	千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定	千葉県	広域防災拠点の開設及び運営	H28. 3. 25
33	大規模災害時における施設の使用に関する協定	鴨川警察署	大規模災害時における施設の使用	H28. 6. 6
34	災害時における地図製品等の供給に関する協定	(株) ゼンリン	地図製品等の供給	H28. 8. 23
35	充電インフラ設備及び運営に関する協定	鴨川市農林業体験交流協会 日本充電インフラ(株)	道の駅の災害対策機能に関する相互協力	H28. 8. 25
36	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)	特設公衆電話の設置・利用及び管理	H28. 9. 1
37	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	(一社) 日本福祉用具供給協会	福祉用具等物資の供給等協力	H28. 10. 11
38	災害時における防災活動に関する協定	イオンリテール(株) イオン鴨川店	資機材・物資の供給、活動要員の派遣、津波避難ビルの提供等	H29. 11. 15
39	Wi-Fi 開放の業務委託に関する覚書	チバビジネス(株)	災害発生時に市内小中学校5施設のWi-Fiを開放する	H30. 9. 28

4. 相互応援協定等

No	協定名	協定締結先	概要	締結日
40	鴨川市災害ボランティア活動センターの設置及び運営に関する協定	鴨川市社会福祉協議会	災害ボランティア活動センターの設置及び運営	H30. 11. 22
41	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー (株)	災害時のアクセス集中軽減、スマホで見れる避難所情報等	H31. 3. 1
42	災害時の相互協力に関する協定	(株) NTT ドコモ	・災害対策機器 (移動基地局車両等) の設営・運用 ・避難所への Wi-Fi サービス提供等	R2. 5. 12
43	千葉県南部災害支援センター事業に関する協定	(NPO) ディープデモクラシー	令和元年台風第 15 号等の被災者に対し、ボランティア活動を行う。	R2. 6. 1
44	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 ・災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書 ・災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書 ・災害時における電源車の配備に関する覚書 ・防災行政無線等の活用に関する覚書	東京電力パワーグリッド (株)	・停電復旧作業に支障となる障害物や現場までの道路上の障害物の除去、予防措置に関する相互協力 ・連絡調整員の派遣や連絡体制 ・電源車の優先配備等	R2. 7. 21
45	鴨川市、千葉県南部の災害支援等に関する協定	(NPO) 災害救援レスキューアシスト	災害時の簿欄ティ活動に関する協力	R2. 8. 25
46	災害時の医療救護活動に関する協定・覚書	(一社) 安房薬剤師会薬業会	災害時の薬剤師の派遣や医薬品等の供給	R2. 9. 11
47	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	特別養護老人ホーム南小町	福祉避難所の設置運営	R2. 9. 25
48	災害時における被害状況調査及び物資の輸送等に関する協定	鴨川自動車教習所	オフロードバイク等による被害調査及び物資輸送	R2. 10. 22
49	災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定	(一社) 千葉県ペストコントロール協会	水害時等の防疫業務や感染症発生時の消毒業務への協力	R2. 10. 28
50	災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	被災者支援を目的とした総合窓口開設及び運営	R2. 12. 3
51	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株) デベロップ	避難所補完施設等としてのコンテナハウスの提供	R3. 8. 24
52	大規模災害時における相互応援に関する協定	大阪府泉南市	物資・資機材の供給、職員の派遣、車両等の提供等	R5. 2. 7
53	災害時における情報発信協力に関する協定	(有) 房州日日新聞社	情報発信協力	R5. 6. 5

4. 相互応援協定等

No	協定名	協定締結先	概要	締結日
54	千葉県安房健康福祉センター（安房保健所）鴨川地域保健センターの庁舎が大規模災害時使用できなくなった場合及び地震等による津波警報等が発表され庁舎に留まり業務を継続することが危険と判断された場合に、鴨川市役所庁舎等の一部を応急的に使用することに関する基本協定	千葉県安房健康福祉センター長（安房保健所長）	大規模災害発生時における施設等の使用	R6. 9. 20

5. 自衛隊派遣要請

(1) 災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

鴨川市長 ⑩

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

5. 自衛隊派遣要請

(2) 災害派遣部隊撤収要請依頼書

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

鴨川市長 ㊟

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時

年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

■ 災害派遣要請の手続き

提出先 (連絡)先	区分	あて先	所在地
	陸上自衛隊に 対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
		高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
		第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
		需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実17
	海上自衛隊に 対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
		下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
		第21航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地
	航空自衛隊に 対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3
	連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話等で行い、事後、速やかに文書送付）	
県提出先	県防災危機管理部防災対策課		
提出部数	1部		
要請事項	○災害の情况及び派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域、活動内容 ○連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等参考となるべき事項 なお、事態の推移に応じ、派遣を要しないことを決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。		

6. 災害危険箇所等

6-1 土砂災害警戒区域指定状況

No.	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
1	松郷	I-1357	金束字松郷	急傾斜地の崩壊	H18.3.14	千第166号	千第168号
2	奥谷1	I-0969	江見内遠野字中谷	急傾斜地の崩壊	H18.7.28	千第706号	千第707号
3	橋本	I-0973	畑字橋本	急傾斜地の崩壊	H18.7.28	千第706号	千第707号
4	市井原	I-0978	畑字市井原	急傾斜地の崩壊	H18.7.28	千第706号	千第707号
5	青木	I-0982	江見青木字青木	急傾斜地の崩壊	H19.3.6	千第213号	千第215号
6	横根	I-1359	東江見字鹿嶋	急傾斜地の崩壊	H19.3.6	千第213号	千第215号
7	西江見2	I-1613	東江見字竹ノ谷	急傾斜地の崩壊	H19.3.6	千第213号	千第215号
8	西江見3	I-1614	西江見字塩喰	急傾斜地の崩壊	H19.3.6	千第213号	千第215号
9	江見太夫崎1	II-4641	江見太夫崎	急傾斜地の崩壊	H20.2.1	千第173号	千第174号
10	天面	I-1358	天面字巢鷹	急傾斜地の崩壊	H20.2.1	千第173号	千第174号
11	大淵	I-1356	太海字大淵	急傾斜地の崩壊	H20.2.1	千第173号	千第174号
12	代	I-1617	代	急傾斜地の崩壊	H20.2.1	千第173号	千第174号
13	川口	I-2065	貝渚字川口	急傾斜地の崩壊	H21.2.17	千第136号	千第137号
14	浜荻1	I-1031	浜荻	急傾斜地の崩壊	H21.2.17	千第136号	千第137号
15	天津1	I-1619	天津	急傾斜地の崩壊	H21.2.17	千第136号	千第137号
16	和泉3	II-4635	和泉	急傾斜地の崩壊	H21.2.17	千第136号	千第137号
17	打墨4	I-1612	打墨	急傾斜地の崩壊	H21.2.17	千第136号	千第137号
18	横手	I-0971	粟斗字横手	急傾斜地の崩壊	H21.2.17	千第136号	千第137号
19	東町2	II-6909	東町	急傾斜地の崩壊	H21.2.17	千第136号	千第137号
20	内浦4	I-1026	内浦	急傾斜地の崩壊	H21.2.17	千第136号	千第137号
21	内浦7	I-1030	内浦	急傾斜地の崩壊	H21.2.17	千第136号	千第137号
22	小湊	I-1011	小湊	急傾斜地の崩壊	H21.2.17	千第136号	千第137号
23	天津2	I-1361	天津	急傾斜地の崩壊	H22.6.22	千第498号	千第499号
24	天津4	I-1023	天津	急傾斜地の崩壊	H22.6.22	千第498号	千第499号
25	城戸	I-1013	天津	急傾斜地の崩壊	H22.6.22	千第498号	千第499号
26	内浦3	I-1025	内浦	急傾斜地の崩壊	H22.6.22	千第498号	千第499号
27	内浦8	I-1363	内浦	急傾斜地の崩壊	H22.6.22	千第498号	千第499号
28	小湊2	I-1007	小湊	急傾斜地の崩壊	H22.6.22	千第498号	千第499号
29	若宮	I-0976	畑	急傾斜地の崩壊	H22.6.22	千第498号	千第499号
30	海ヶ谷	I-1032	小湊	急傾斜地の崩壊	H23.3.11 H27.8.11	千第150号 一部解除	千第155号 千第552号
31	小湊	II-4786	小湊	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
32	小湊1	I-1006	小湊	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
33	小湊3	I-1008	小湊	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
34	小湊4	I-1009	小湊	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	区域なし
35	小湊5	I-1010	小湊	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	区域なし
36	小湊7	I-1012	小湊	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
37	実入	I-1015	天津	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
38	長谷	I-1019	小湊	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
39	天津	I-1021	天津	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
40	天津3	I-1022	天津	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
41	天津7	II-4781	天津	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
42	天津10	II-4784	天津	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
43	天津12	II-4772	天津	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
44	天津13	II-4773	天津	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
45	内浦2	I-1024	内浦	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
46	内浦12	II-4785	内浦	急傾斜地の崩壊	H27.8.11	千第550号	千第551号
47	天津14	II-143040	天津	急傾斜地の崩壊	R元.6.28	千第82号	千第84号
48	古畑2	II-4659	古畑	急傾斜地の崩壊	R4.3.31	千第203号	千第214号
49	古畑3	II-4660	古畑	急傾斜地の崩壊	R4.3.31	千第203号	千第214号
50	古畑4	I-1615	平塚	急傾斜地の崩壊	R4.3.31	千第203号	千第214号
51	古畑5	II-160001	平塚	急傾斜地の崩壊	R4.3.31	千第203号	千第214号
52	打墨3	II-4626	打墨	急傾斜地の崩壊	R4.3.31	千第203号	千第214号
53	粟斗2	II-4630	粟斗	急傾斜地の崩壊	R4.3.31	千第203号	千第214号
54	粟斗4	II-4632	粟斗	急傾斜地の崩壊	R4.3.31	千第203号	千第214号
55	西町	II-4636	西町	急傾斜地の崩壊	R4.3.31	千第203号	千第214号
56	東町1	II-4637	東町、西町	急傾斜地の崩壊	R4.3.31	千第203号	千第214号
57	東町5	II-4682	東町	急傾斜地の崩壊	R4.3.31	千第203号	千第214号
58	東町6	II-4683	東町	急傾斜地の崩壊	R4.3.31	千第203号	千第214号

6. 災害危険箇所等

No.	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
59	太田学1	II-4621	太田学	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
60	太田学3	II-4623	太田学、京田	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
61	太田学4	II-4678	太田学	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
62	和泉1	II-4633	和泉	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
63	和泉4	II-4679	和泉	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
64	打墨6	II-4674	打墨	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
65	打墨7	II-4675	打墨	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
66	打墨8	II-4676	打墨	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
67	打墨9	II-4677	打墨	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
68	打墨11	II-143041	打墨	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
69	打墨12	III-0461	打墨	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
70	東町3	II-4680	東町	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
71	東町4	II-4681	東町	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
72	東町7	II-143042	東町	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
73	四方木1	II-4750	四方木	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
74	四方木2	II-4751	四方木	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
75	四方木3	II-4752	四方木	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
76	四方木4	II-4753	四方木	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
77	四方木5	II-4754	四方木	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
78	四方木6	II-4755	四方木	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
79	清澄1	II-4756	清澄	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
80	清澄2	II-4757	清澄	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
81	清澄3	II-4759	清澄	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
82	清澄4	II-143046	清澄	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
83	清澄5	II-143047	清澄	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
84	清澄6	II-143048	清澄	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
85	清澄7	II-6910	清澄	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
86	内浦17	II-4758	内浦	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
87	内浦22	III-0479	内浦	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
88	天津5	II-4774	天津	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
89	天津6	II-4780	天津	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
90	天津11	II-143044	天津	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	区域なし
91	天津15	II-4762	天津	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
92	天津16	II-4763	天津	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
93	天津17	II-4764	天津	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
94	天津18	II-4765	天津	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
95	天津19	III-0481	天津	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
96	天津20	III-0482	天津	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
97	浜荻6	II-143043	浜荻	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
98	浜荻7	II-143045	浜荻	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
99	浜荻9	III-0484	浜荻	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
100	池田	III-0462	池田	急傾斜地の崩壊	R4. 10. 6	千第542号	千第543号
101	蔵玉4	III-0676	四方木、君津市蔵玉	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 16	千第145号	千第148号
102	平塚1	II-4655	平塚	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
103	平塚2	II-4656	平塚	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
104	平塚3	I-0970	平塚	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
105	平塚4	III-0460	平塚	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
106	貝渚	I-2043	貝渚	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
107	貝渚2	I-141159	貝渚、太海	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
108	貝渚3	I-0972	貝渚	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
109	上1	I-0975	上	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
110	東町8	II-4638	東町、浜荻	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
111	東町9	I-0977	東町	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
112	天面2	I-0979	天面	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
113	天面3	II-4642	天面	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
114	西山1	I-0981	西山	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
115	西山2	II-4689	西山	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
116	太海1	I-0984	太海、太海浜	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
117	太海2	I-141156	太海	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
118	太海3	I-141157	太海	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
119	太海4	I-141158	太海、貝渚	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
120	太海5	I-2042	太海	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
121	太海6	II-6908	太海	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
122	古畑1	II-4658	古畑	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
123	古畑6	I-0990	古畑、金束	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号

6. 災害危険箇所等

No.	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
124	内浦	I-1027	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
125	内浦5	I-1028	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
126	内浦6	I-1029	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
127	内浦9	II-4767	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
128	内浦10	II-4768	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
129	内浦11	II-4769	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
130	内浦13	II-4787	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
131	内浦14	II-4788	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
132	内浦15	II-4760	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
133	内浦16	II-4761	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
134	内浦18	I-1005	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
135	内浦21	II-4766	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
136	内浦23	III-0480	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
137	内浦24	II-160002	内浦	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
138	天津8	II-4782	天津	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
139	天津9	II-4783	天津	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
140	天津21	III-0485	天津	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
141	天津23	I-1017	天津	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
142	天津24	I-1018	天津	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
143	天津25	II-4776	天津	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
144	天津26	II-4779	天津	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
145	磯村	I-1355	磯村、貝渚	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
146	浜荻3	II-4777	浜荻、天津	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
147	浜荻4	II-4778	浜荻、天津	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
148	浜荻10	I-1362	浜荻、東町	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
149	浜荻11	II-4775	浜荻	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
150	江見吉浦1	III-0469	江見吉浦、西江見	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
151	江見吉浦2	II-4654	江見吉浦、江見青木、西江見	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
152	江見吉浦3	I-2044	江見吉浦、西江見	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
153	西江見1	II-4643	西江見、東江見	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
154	西江見7	I-160001	西江見、東江見	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
155	打墨2	II-4625	打墨	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
156	打墨5	II-4628	打墨	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
157	和泉2	II-4634	和泉	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
158	江見東真門1	II-4639	江見東真門、西江見	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
159	江見東真門2	II-4640	江見東真門	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
160	東江見5	II-4652	東江見、江見青木	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
161	東江見6	III-0467	東江見	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
162	東江見7	II-4646	東江見	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
163	江見青木1	II-4648	江見青木、東江見	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
164	江見青木2	II-4649	江見青木	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
165	江見青木3	II-4650	江見青木、東江見	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
166	江見青木4	II-4651	江見青木、東江見	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
167	金束	II-4657	金束	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
168	金束1	III-0452	金束	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
169	金束3	III-0454	金束	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
170	金束4	III-0455	金束	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
171	金束7	III-0721	金束	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
172	大幡	II-4663	大幡	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
173	松尾寺1	II-4664	松尾寺、細野	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
174	細野1	II-4666	細野	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
175	大川面2	II-4669	大川面、成川、松尾寺	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
176	西1	II-4684	西	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
177	西2	II-4685	西	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
178	畑1	II-4687	畑	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
179	畑2	II-4688	畑	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
180	宮山3	III-0463	宮山	急傾斜地の崩壊	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
181	曲り松沢1	II-22300802	江見内遠野、西江見、東江見	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
182	曲り松沢2	I-22300901	江見内遠野、西江見、東江見	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
183	曲り松沢3	II-22301002	江見内遠野、西江見、東江見	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
184	曲り松沢4	I-22301101	東江見、西江見	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
185	太海浜沢1	I-22301201	天面	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
186	太海浜沢2	I-22301301	天面	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
187	太海浜沢3	III-22301403	天面、太海浜	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
188	小山沢1	I-22301601	仲町、上	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号

6. 災害危険箇所等

No.	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
189	小山沢 2	I-22301601	仲町、上	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
190	小山川 1	I-22301701	仲町、上	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
191	小山川 2	I-22301701	仲町、上	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
192	小山川 3	I-22301701	仲町、上	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
193	尊房沢 1	I-22301801	仲町、代	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
194	尊房沢 2	I-22301901	仲町、代	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
195	太海沢	I-22302203	太海	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
196	奥入沢 1	II-22302602	金束	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
197	奥入沢 2	I-22303101	金束	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
198	奥入沢 3	II-22302602	金束	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
199	埋田沢	I-22303401	古畑、金束	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
200	峰沢 1	II-22304102	池田、太田学、京田	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
201	峰沢 2	I-22304201	池田、太田学、京田	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
202	滝山沢	I-22304301	太尾、乗秀	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
203	日摺間沢	I-22304401	太田学	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
204	みの口沢 1	I-22304501	打墨	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
205	みの口沢 2	I-22304601	打墨	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
206	峰仲沢	I-22305001	打墨	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
207	仲根沢 1	I-22305501	西町、広場	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
208	仲根沢 2	I-22305701	西町、東町	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
209	仲根	I-22305601	西町	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
210	宝性寺沢 1	I-22305801	東町、西町	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
211	宝性寺沢 2	I-22305901	東町、西町	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
212	竜ヶ尾沢	I-47200401	天津	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
213	砂田沢	I-47200601	天津	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
214	実入沢 1	III-47200703	天津、内浦	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
215	実入沢 2	III-47200803	天津	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
216	実入沢 3	III-47200903	天津	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
217	実入沢 4	II-47201002	天津	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
218	実入沢 5	II-47201102	天津	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
219	実入沢 6	I-47201201	天津	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
220	畚浦沢	I-47201301	内浦	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
221	内浦沢 1	I-47201401	内浦	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
222	内浦沢 2	III-47201803	内浦	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
223	内浦沢 3	I-47201901	内浦	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
224	内浦沢 4	I-47202001	内浦	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
225	内浦沢 5	III-47202103	内浦	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
226	内浦沢 6	II-47202202	内浦	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
227	内浦沢 7	I-47202301	内浦	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
228	奥谷沢 1	I-47201501	内浦	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
229	奥谷沢 2	III-47201603	内浦	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
230	奥谷沢 3	II-47201702	内浦	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
231	小湊沢 1	III-47202403	小湊	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
232	小湊沢 2	I-47202501	小湊	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
233	小湊沢 3	III-47203303	小湊、勝浦市大沢	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
234	祓町沢 1	III-47202603	小湊	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
235	祓町沢 2	I-47202701	小湊	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
236	祓町沢 3	I-47202801	小湊	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
237	祓町沢 4	II-47202902	小湊	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
238	祓町沢 5	I-47203001	小湊	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
239	祓町沢 6	I-47203101	小湊	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
240	祓町沢 7	I-47203201	小湊	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
241	東真門沢 1	II-22300102	江見東真門、江見西真門、西江見	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
242	東真門沢 2	II-22300202	江見東真門、江見西真門、西江見	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
243	細谷沢	II-22300302	畑	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
244	九本木沢	II-22300402	西	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
245	橋本沢	II-22300502	畑	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
246	市井原沢	II-22300602	畑	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
247	江見内瀬沢	II-22300702	江見内瀬野	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
248	芝川 1	II-22301502	上	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
249	芝川 2	II-22301502	上	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
250	芝川 3	II-22301502	上	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
251	中尾沢	II-22302002	宮	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号
252	奈良沢 1	II-22302102	宮	土石流	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
253	奈良沢 2	II-22302102	宮	土石流	R5. 3. 26	千第202号	千第203号

6. 災害危険箇所等

No.	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
254	榎畑沢1	II-22302302	金束	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
255	榎畑沢2	II-22302402	金束	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
256	榎畑沢3	II-22302502	金束	土石流	R5.3.26	千第202号	区域なし
257	榎畑沢4	II-22302302	金束	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
258	法明沢	II-22302702	平塚	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
259	峠沢1	II-22302802	平塚	土石流	R5.3.26	千第202号	区域なし
260	峠沢2	II-22302902	平塚	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
261	山田沢	II-22303002	金束	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
262	安倉谷沢	II-22303202	金束	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
263	松郷沢	II-22303302	金束	土石流	R5.3.26	千第202号	区域なし
264	南沢川1	II-22303502	釜沼	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
265	南沢川2	II-22303502	釜沼、北風原、吉尾平塚	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
266	南沢川3	II-22303502	平塚、大山平塚	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
267	宮山沢1	II-22303602	仲、大川面、宮山	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
268	宮山沢2	II-22303702	仲	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
269	宮山沢3	II-22303802	宮山、吉尾西	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
270	神川沢1	II-22303902	北小町	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
271	神川沢2	II-22304002	北小町	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
272	押本沢	II-22304702	打墨	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
273	小谷沢1	II-22304802	打墨	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
274	小谷沢2	II-22304902	打墨	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
275	来秀沢	II-22305102	来秀、田原西、太尾	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
276	湯谷沢	II-22305202	和泉	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
277	谷沢	II-22305302	和泉	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
278	上八色沢	II-22305402	八色、花房	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
279	四方木沢	II-47200102	四方木	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
280	天津沢	II-47200302	天津	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
281	浜荻沢	III-47200203	浜荻	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
282	坂本沢	III-47200503	天津	土石流	R5.3.26	千第202号	千第203号
283	今平	4	西	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
284	東	5	東、西	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
285	高田	6	上、主基西、東	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
286	芝	7	上、仲町	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
287	貝渚	8	貝渚、太海	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
288	貝渚1	95	貝渚、来秀	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
289	貝渚3	96	貝渚	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
290	椎郷	9	大山平塚、平塚	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
291	佐久間森	10	金束、平塚、富津市山中、鏕南町 大崩	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
292	荒戸	12	畑	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
293	荒戸1	197	南小町、宮山	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
294	小山	22	仲町	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
295	西平	24	西、南房総市大井、和田町上三 原、和田町磯森	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
296	横尾	29	北風原	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
297	平塚	59	平塚	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
298	平塚1	31	平塚	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
299	平塚6	36	平塚、大山平塚、釜沼、北風原、 吉尾平塚	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
300	平塚7	37	平塚	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
301	畑	65	畑、西	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
302	畑1	39	畑、江見東真門、東江見	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
303	畑2	40	江見東真門、東江見	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
304	畑3	41	江見東真門、東江見	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
305	神川	49	池田、北小町	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
306	峯	50	池田、北小町、京田	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
307	天面	53	天面、江見太夫崎	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
308	太海	54	太海、貝渚、太海西	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
309	川代	57	川代、田原西	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
310	細野	58	細野、北風原、宮山	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
311	西	60	西、東、吉尾西	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
312	上小原	61	上小原、主基西	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
313	宮山	63	宮山、大川面、仲、吉尾西、吉尾 平塚	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし
314	宮山1	110	宮山、仲	地すべり	R5.3.26	千第202号	区域なし

6. 災害危険箇所等

No.	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
315	金束	111	金束、古畑、平塚	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
316	金束1	64	金束、古畑	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
317	金束2	85	金束	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
318	西山	69	西山、江見東真門、東江見	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
319	南小町	71	南小町、上小原、主基西、宮山	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
320	横尾大川面	74	大川面、北風原、成川、横尾	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
321	北風原	77	北風原、大幡	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
322	北風原1	152	北風原、大幡	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
323	奈良林1	78	奈良林 釜沼、金束、古畑、佐野、平塚	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
324	奈良林2	88	奈良林	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
325	奈良林3	89	奈良林	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
326	古畑	166	古畑、奈良林	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
327	古畑2	87	古畑	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
328	田原西1	91	田原西、太尾、来秀	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
329	田原西2	92	田原西、太尾、来秀	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
330	田原西3	93	田原西、来秀	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
331	田原西4	94	田原西、来秀	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
332	上	108	上、仲町、畑	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
333	二子	109	二子、代、仲町	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
334	芝尾	119	代、仲町、二子	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
335	大田代	120	釜沼、北風原、平塚	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
336	本名	121	釜沼、北風原、吉尾平塚	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
337	下小原	124	下小原、押切、上小原、川代	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
338	釜沼	125	釜沼、大幡、佐野、北風原	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
339	柿木代	126	川代、下小原	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
340	嶺岡東部	127	貝渚、太尾、来秀	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
341	西川	131	北小町、成川	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
342	房田	135	平塚	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
343	石原	136	代、仲町	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
344	宮奈良	139	代、二子、宮	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
345	古房	142	宮	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
346	佐野	144	佐野、奈良林	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
347	山居	147	天面、江見青木、江見内遠野、江見太夫崎、東江見	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
348	山入	148	大川面、成川、松尾寺	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
349	倉後	154	大幡、釜沼	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
350	成川	156	成川	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
351	奥谷	191	江見内遠野、江見東真門、東江見	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
352	西山西	192	江見東真門	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
353	古房東	193	太海、宮	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
354	新屋敷	194	貝渚、田原西、二子、宮	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
355	上小原北	195	上小原主基西	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
356	広田	196	上小原	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
357	松尾寺	198	松尾寺、細野	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
358	仲居・勝方目	199	北小町	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
359	日摺間	200	池田、太田学、京田	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
360	太田学	201	太田学、打墨、京田、竹平	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
361	粟斗	202	粟斗	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
362	八色	203	粟斗、花房	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
363	粟斗南	204	粟斗、打墨、花房、八色	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
364	新井	205	金束、平塚	地すべり	R5. 3. 26	千第202号	区域なし
365	貝渚2	38	貝渚、磯村、太海、宮	地すべり	R5. 5. 11	千第289号	区域なし
366	台宿8	II-121k2178	内浦、勝浦市台宿	急傾斜地の崩壊	R5. 12. 5	千第473号	千第475号
367	金束8	I-132K2078	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第45号	千第47号
368	金束9	I-132K2081	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第45号	千第47号
369	金束10	I-132K2084	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第45号	千第47号
370	金束11	II-132K2077	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第45号	千第47号
371	金束12	II-132K2079	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第45号	千第47号
372	金束13	II-132K2080	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第45号	千第47号
373	金束14	II-132K2082	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第45号	千第47号
374	金束15	II-132K2085	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第45号	千第47号
375	金束16	II-132K2086	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第45号	千第47号
376	金束17	II-132K2087	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第45号	千第47号

6. 災害危険箇所等

No.	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
377	金束 18	II-132K2088	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
378	金束 19	II-132K2089	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
379	金束 20	II-132K2091	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
380	金束 21	II-132K2092	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
381	金束 22	II-132K2093	金束、富津市豊岡	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
382	金束 23	II-132K2095	金束、富津市豊岡	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
383	金束 24	II-132K2071	金束、平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
384	金束 25	II-132K2072	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
385	金束 26	II-132K2073	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
386	金束 27	II-132K2076	金束、古畑	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
387	金束 28	II-132K2083	金束、古畑	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
388	金束 29	II-132K2090	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
389	金束 30	II-132K2094	金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
390	古畑 7	I-132K2099	古畑	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
391	古畑 8	II-132K2096	古畑	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
392	古畑 9	II-132K2097	古畑	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
393	古畑 11	II-132K2100	古畑	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
394	古畑 12	II-132K2101	古畑	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
395	古畑 13	II-132K2102	古畑	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
396	古畑 14	II-132K2103	古畑、金束	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
397	奈良林 4	I-132K2338	奈良林、古畑	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
398	奈良林 5	II-132K2337	奈良林	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
399	奈良林 6	II-132K2339	奈良林	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
400	奈良林 7	II-132K2340	奈良林、古畑	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
401	奈良林 8	II-132K2341	奈良林	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
402	奈良林 9	II-132K2342	奈良林	急傾斜地の崩壊	R6. 1. 30	千第 45 号	千第 47 号
403	仲 1	I-132K2066	仲、宮山、吉尾平塚、大川面	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
404	仲 2	I-132K2064	仲	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
405	宮山 4	I-132K2067	宮山、大川面、吉尾平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
406	宮山 5	II-132K2068	宮山	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
407	宮山 6	II-132K2069	宮山	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
408	宮山 7	II-132K2070	宮山	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
409	佐野 1	I-132K2136	佐野、奈良林	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
410	成川 1	I-132K2179	成川	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
411	成川 2	II-132K2171	成川	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
412	成川 3	II-132K2172	成川	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
413	成川 4	II-132K2174	成川、松尾寺	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
414	成川 5	II-132K2175	成川	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
415	成川 6	II-132K2176	成川	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
416	成川 7	II-132K2178	成川	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
417	成川 8	II-132K2180	成川	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
418	成川 9	II-132K2181	成川	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
419	平塚 5	I-132K2405	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
420	平塚 6	I-132K2409	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
421	平塚 7	I-132K2416	平塚、金束	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
422	平塚 8	I-132K2417	平塚、古畑、奈良林、金束	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
423	平塚 9	II-132K2393	平塚、南房総市荒川	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
424	平塚 10	II-132K2397	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
425	平塚 11	II-132K2399	平塚、南房総市荒川	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
426	平塚 12	II-132K2400	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
427	平塚 13	II-132K2401	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
428	平塚 14	II-132K2402	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
429	平塚 15	II-132K2403	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
430	平塚 16	II-132K2404	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
431	平塚 17	II-132K2406	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
432	平塚 18	II-132K2407	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
433	平塚 19	II-132K2408	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
434	平塚 20	II-132K2410	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
435	平塚 21	II-132K2411	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
436	平塚 22	II-132K2412	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
437	平塚 23	II-132K2413	平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
438	平塚 24	II-132K2415	平塚、安房郡鋸南町大崩	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
439	横尾 1	II-132K2008	横尾	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
440	横尾 2	II-132K2009	横尾	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
441	横尾 3	II-132K2010	横尾	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号

6. 災害危険箇所等

No.	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
442	横尾 4	II-132K2011	横尾	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
443	横尾 5	II-132K2012	横尾	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
444	横尾 6	II-132K2013	横尾	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
445	釜沼 1	II-132K2039	釜沼	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
446	釜沼 2	II-132K2040	釜沼	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
447	釜沼 3	II-132K2041	釜沼	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
448	釜沼 4	II-132K2042	釜沼	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
449	釜沼 5	II-132K2044	釜沼	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
450	釜沼 6	II-132K2046	釜沼、佐野	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
451	大川面 3	II-132K2062	大川面、吉尾平塚	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
452	大川面 4	II-132K2263	大川面	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
453	大川面 5	II-132K2265	大川面	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
454	大川面 6	II-132K2269	大川面	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
455	奈良林 10	II-132K2137	奈良林	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
456	細野 2	II-132K2138	細野	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
457	細野 3	II-132K2142	細野、北風原	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	区域なし
458	西 3	II-132K2184	西	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
459	西 4	II-132K2185	西	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
460	西 5	II-132K2186	西	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
461	西 6	II-132K2188	西	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
462	西 7	II-132K2190	西	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
463	西 8	II-132K2191	西	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
464	西 9	II-132K2192	西	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
465	西 10	II-132K2193	西	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
466	吉尾西 1	II-132K2194	吉尾西、西	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
467	松尾寺 2	II-132K2264	松尾寺	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
468	大幡 1	II-132K2270	大幡	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
469	大幡 2	II-132K2272	大幡	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
470	大幡 3	II-132K2273	大幡	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
471	大幡 4	II-132K2274	大幡	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
472	大幡 5	II-132K2275	大幡	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
473	大幡 6	II-132K2276	大幡、釜沼	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
474	東 1	II-132K2316	東	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
475	東 2	II-132K2317	東	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
476	東 3	II-132K2319	東	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
477	東 4	II-132K2320	東	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
478	東 5	II-132K2321	東	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
479	東 6	II-132K2322	東	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
480	東 7	II-132K2323	東	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
481	東 8	II-132K2324	東	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
482	東 9	II-132K2326	東	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
483	東 10	II-132K2328	東、主基	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
484	上 2	II-132K2318	上	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
485	南小町 1	II-132K2365	南小町、宮山	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
486	北風原 1	II-132K2427	北風原	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
487	北風原 2	II-132K2428	北風原	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
488	北風原 3	II-132K2429	北風原	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
489	北風原 4	II-132K2430	北風原	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
490	北風原 5	II-132K2431	北風原	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
491	北風原 6	II-132K2432	北風原	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
492	北風原 7	II-132K2433	北風原	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
493	北風原 8	II-132K2434	北風原	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
494	北風原 9	II-132K2435	北風原	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
495	北風原 10	II-132K2436	北風原	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
496	北風原 11	II-132K2437	北風原、大幡	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
497	北風原 12	II-132K2438	北風原	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
498	花園 2	II-133K2644	江見外堀、南房総市和田町花園	急傾斜地の崩壊	R6. 12. 24	千第 634 号	千第 636 号
499	花房 1	I-132K2020	花房、粟斗	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
500	花房 2	I-132K2021	花房	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
501	花房 3	II-132K2016	花房、八色	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
502	花房 4	II-132K2017	花房	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
503	四方木 7	I-132K2147	四方木	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
504	四方木 8	I-132K2148	四方木	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
505	四方木 9	I-132K2153	四方木	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
506	四方木 10	I-132K2154	四方木	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号

6. 災害危険箇所等

No.	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
507	四方木 11	II-132K2145	四方木	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
508	四方木 12	II-132K2146	四方木	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
509	四方木 13	II-132K2149	四方木	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
510	四方木 14	II-132K2150	四方木	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
511	四方木 15	II-132K2152	四方木	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
512	小湊 8	I-132K2155	小湊	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
513	小湊 9	I-132K2156	小湊	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
514	内浦 25	I-132K2157	内浦、小湊	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
515	内浦 26	I-132K2346	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
516	内浦 27	I-132K2349	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
517	内浦 28	I-132K2350	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
518	内浦 29	I-132K2353	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
519	内浦 30	II-132K2343	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
520	内浦 31	II-132K2344	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
521	内浦 32	II-132K2345	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
522	内浦 33	II-132K2347	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
523	内浦 34	II-132K2348	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
524	内浦 35	II-132K2351	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
525	内浦 36	II-132K2352	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
526	内浦 37	II-132K2354	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
527	内浦 38	II-132K2356	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
528	内浦 39	II-132K2357	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
529	内浦 40	II-132K2358	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
530	内浦 41	II-132K2359	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
531	内浦 42	II-132K2361	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
532	内浦 43	II-132K2362	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
533	内浦 44	II-132K2363	内浦	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
534	清澄 8	I-132K2183	清澄	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
535	清澄 9	II-132K2182	清澄	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
536	太田学 5	I-132K2231	太田学	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
537	太田学 6	I-132K2237	太田学、打墨	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
538	太田学 7	II-132K2225	太田学	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
539	太田学 8	II-132K2228	太田学	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
540	太田学 9	II-132K2229	太田学	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
541	太田学 10	II-132K2232	太田学、池田	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
542	太田学 11	II-132K2233	太田学、打墨	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
543	太田学 12	II-132K2235	太田学	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	区域なし
544	太田学 13	II-132K2238	太田学	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
545	打墨 13	I-132K2243	打墨	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
546	打墨 14	I-132K2248	打墨	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
547	打墨 15	I-132K2250	打墨	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
548	打墨 16	II-132K2244	打墨	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
549	打墨 17	II-132K2245	打墨	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
550	打墨 18	II-132K2246	打墨	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
551	打墨 19	II-132K2247	打墨	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
552	打墨 20	II-132K2249	打墨	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
553	打墨 21	II-132K2251	打墨	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
554	打墨 22	II-132K2252	打墨	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
555	天津 27	I-132K2287	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
556	天津 28	I-132K2288	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
557	天津 29	I-132K2289	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
558	天津 30	I-132K2291	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
559	天津 31	I-132K2292	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
560	天津 32	I-132K2293	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
561	天津 33	I-132K2296	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
562	天津 34	I-132K2297	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
563	天津 35	I-132K2299	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
564	天津 36	I-132K2301	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
565	天津 37	II-132K2294	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
566	天津 38	II-132K2295	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
567	天津 39	II-132K2298	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
568	天津 40	II-132K2300	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
569	天津 41	II-132K2302	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
570	天津 42	II-132K2303	天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
571	浜荻 1	I-132K2387	浜荻	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号

6. 災害危険箇所等

No.	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
572	浜荻 2	I-132K2388	浜荻	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
573	浜荻 3	II-132K2385	浜荻	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
574	浜荻 4	II-132K2389	浜荻	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
575	浜荻 5	II-132K2390	浜荻、天津	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
576	浜荻 6	II-132K2391	浜荻	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
577	北小町 1	I-132K2420	北小町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
578	北小町 2	I-132K2425	北小町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
579	北小町 3	II-132K2419	北小町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
580	北小町 4	II-132K2421	北小町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
581	北小町 5	II-132K2423	北小町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
582	北小町 6	II-132K2424	北小町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
583	北小町 7	II-132K2426	北小町、池田	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
584	和泉 5	I-132K2443	和泉	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
585	和泉 6	I-132K2446	和泉	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
586	和泉 7	II-132K2445	和泉	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
587	和泉 8	II-132K2447	和泉、粟斗	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
588	和泉 9	II-132K2448	和泉	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
589	和泉 10	II-132K2449	和泉	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
590	和泉 11	II-132K2450	和泉	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
591	粟斗 5	II-132K2001	粟斗	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
592	粟斗 6	II-132K2002	粟斗	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
593	粟斗 7	II-132K2003	粟斗	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
594	粟斗 8	II-132K2004	粟斗	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
595	粟斗 9	II-132K2005	粟斗	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
596	粟斗 10	II-132K2018	粟斗、花房	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
597	粟斗 11	II-132K2019	粟斗、花房	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
598	坂東 1	II-132K2143	坂東	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
599	坂東 2	II-132K2144	坂東	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
600	西町 1	II-132K2199	西町、東町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
601	西町 2	II-132K2200	西町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
602	西町 3	II-132K2201	西町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
603	西町 4	II-132K2202	西町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	区域なし
604	西町 5	II-132K2203	西町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
605	西町 6	II-132K2332	西町、東町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
606	京田 1	II-132K2226	京田	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
607	池田 1	II-132K2227	池田	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
608	池田 2	II-132K2230	池田、京町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
609	池田 3	II-132K2234	池田、北小町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
610	大里 1	II-132K2277	大里	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
611	竹平 1	II-132K2279	竹平	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
612	竹平 2	II-132K2280	竹平	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
613	竹平 3	II-132K2281	竹平	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
614	東町 10	II-132K2329	東町、浜荻	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
615	東町 11	II-132K2330	東町、浜荻	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
616	東町 12	II-132K2331	東町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
617	東町 13	II-132K2333	東町、西町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
618	東町 14	II-132K2334	東町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
619	東町 15	II-132K2335	東町	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
620	八色 1	II-132K2335	八色、打墨	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 5	千第 600 号	千第 601 号
621	貝渚 4	I-132K2028	貝渚	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
622	貝渚 5	I-132K2029	貝渚、磯村	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
623	貝渚 6	I-132K2031	貝渚	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
624	貝渚 7	I-132K2038	貝渚	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
625	貝渚 8	II-132K2022	貝渚	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
626	貝渚 9	II-132K2023	貝渚	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
627	貝渚 10	II-132K2026	貝渚	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
628	貝渚 11	II-132K2033	貝渚	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
629	貝渚 12	II-132K2035	貝渚	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
630	貝渚 13	II-132K2036	貝渚	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
631	貝渚 14	II-132K2037	貝渚	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
632	宮 1	I-132K2059	宮	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
633	宮 2	I-132K2253	宮、代	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
634	宮 3	II-132K2034	宮	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
635	宮 4	II-132K2049	宮	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	千第 622 号
636	宮 5	II-132K2051	宮	急傾斜地の崩壊	R7. 12. 26	千第 618 号	区域なし

6. 災害危険箇所等

No.	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
637	宮 6	II-132K2052	宮	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
638	宮 7	II-132K2053	宮	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
639	宮 8	II-132K2054	宮	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	区域なし
640	宮 9	II-132K2055	宮	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
641	宮 10	II-132K2057	宮	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
642	宮 11	II-132K2060	宮	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	区域なし
643	江見青木 5	I-132K2105	江見青木	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
644	江見青木 6	I-132K2109	江見青木、東江見	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
645	江見青木 7	II-132K2107	江見青木	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
646	江見外堀 1	I-132K2113	江見外堀、南房総市和田町花園	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
647	江見外堀 2	II-132K2115	江見外堀	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
648	西江見 8	I-132K2124	西江見	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
649	西江見 9	I-132K2127	西江見、江見内遠野、東江見	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
650	東江見 8	I-132K2125	東江見、西江見	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
651	東江見 9	I-132K2128	東江見、江見内遠野	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
652	東江見 10	II-132K2108	東江見、江見青木	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
653	東江見 11	II-132K2123	東江見、西江見	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
654	東江見 12	II-132K2131	東江見、江見内遠野	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
655	上小原 1	I-132K2164	上小原、主基西	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
656	上小原 2	II-132K2166	上小原	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
657	上小原 3	II-132K2167	上小原	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
658	上小原 4	II-132K2168	上小原	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
659	上小原 5	II-132K2169	上小原	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
660	上小原 6	II-132K2170	上小原	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
661	太海 7	I-132K2216	太海	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
662	太海 8	I-132K2217	太海	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
663	太海 9	I-132K2218	太海	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
664	太海 10	II-132K2047	太海	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
665	太海 11	II-132K2219	太海、貝渚	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
666	天面 4	I-132K2310	天面	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
667	天面 5	I-132K2314	天面	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
668	天面 6	II-132K2306	天面	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
669	天面 7	II-132K2307	天面	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
670	天面 8	II-132K2308	天面	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
671	天面 9	II-132K2309	天面	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
672	天面 10	II-132K2311	天面	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
673	天面 11	II-132K2312	天面	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
674	二子 1	I-132K2368	二子	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
675	二子 2	II-132K2366	二子	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
676	二子 3	II-132K2367	二子	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
677	二子 4	II-132K2369	二子	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
678	二子 5	II-132K2370	二子、田原西	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
679	畑 3	I-132K2382	畑、西	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
680	畑 4	II-132K2371	畑、東江見、江見東真門	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
681	畑 5	II-132K2372	畑	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
682	畑 6	II-132K2373	畑	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
683	畑 7	II-132K2374	畑	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
684	畑 8	II-132K2375	畑	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
685	畑 9	II-132K2376	畑	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
686	畑 10	II-132K2377	畑	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
687	畑 11	II-132K2379	畑	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
688	畑 12	II-132K2381	畑	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
689	来秀 1	II-132K2440	来秀	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
690	来秀 2	I-132K2442	来秀	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
691	磯村 1	II-132K2007	磯村、貝渚	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
692	江見吉浦 4	II-132K2104	江見吉浦	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
693	江見大夫崎 3	II-132K2110	江見大夫崎	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
694	江見大夫崎 4	II-132K2111	江見大夫崎	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
695	江見西真門 1	II-132K2114	江見西真門	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
696	江見西真門 2	II-132K2116	江見西真門、江見東真門、江見外堀	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
697	江見東真門 3	II-132K2117	江見東真門	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
698	江見東真門 4	II-132K2118	江見東真門	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
699	江見東真門 5	II-132K2119	江見東真門	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
700	江見東真門 6	II-132K2122	江見東真門、東江見	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号

6. 災害危険箇所等

No.	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
701	江見東真門7	II-132K2129	江見東真門	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
702	江見東真門8	II-132K2198	江見東真門、西山	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
703	江見内遠野1	II-132K2120	江見内遠野、西江見	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
704	江見内遠野2	II-132K2121	江見内遠野	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
705	江見内遠野3	II-132K2135	江見内遠野	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
706	上3	II-132K2159	上	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	区域なし
707	東11	II-132K2162	東、主基西	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
708	主基西1	II-132K2163	主基西、東	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
709	西山3	II-132K2197	西山、東江見	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
710	川代1	II-132K2206	川代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
711	川代2	II-132K2208	川代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
712	川代3	II-132K2209	川代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
713	川代4	II-132K2211	川代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
714	川代5	II-132K2212	川代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	区域なし
715	川代6	II-132K2213	川代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
716	川代7	II-132K2214	川代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
717	川代8	II-132K2215	川代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
718	太海浜1	II-132K2221	太海浜	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
719	太海浜2	II-132K2222	太海浜	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
720	太海浜3	II-132K2313	太海浜、天面	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
721	代1	II-132K2254	代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
722	代2	II-132K2255	代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
723	代3	II-132K2256	代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
724	代4	II-132K2257	代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
725	代5	II-132K2258	代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
726	代6	II-132K2259	代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
727	代7	II-132K2261	代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
728	代8	II-132K2262	代	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号
729	仲町1	II-132K2282	仲町	急傾斜地の崩壊	R7.12.26	千第618号	千第622号

6-2 地すべり関連一覧表

表1. 地すべり防止区域

区 分		区 域	面 積 (ha)
指 定 済	河 川 環 境 課	鴨川市西外12区域 (表2のとおり)	627.93
	耕 地 課	// 上外21区域 (表3のとおり)	1,568.01
	森 林 課	// 川代外14区域 (表4のとおり)	2,695.93
	計	50区域	4,891.87

(注) 表中指定とは「地すべり等防止法」に基づく「地すべり防止区域」の指定のことである。

表2. 地すべり防止区域 (国土交通省所管)

令和6年7月8日現在

区域名	字 名	面積(ha)	指定年月日及び告示番号
今平	西	42.10	S35. 6. 1 建告示第1007号
東	東	76.10	S35. 6. 1 建告示第1007号
		22.61	H 2. 3. 31 建告示第813号
高田	東	38.30	S35. 6. 1 建告示第1007号
芝	上	27.20	S35. 6. 1 建告示第1007号
		4.46	H19 . 6. 26 国告示第845号
貝渚	貝渚	17.58	S35. 6. 1 建告示第1007号
椎郷	平塚	61.67	S35. 6. 1 建告示第1007号
佐久間森	金束	38.66	S35. 6. 1 建告示第1007号
		125.00	S53. 6. 1 建告示第1359号
荒戸	畑	13.40	S37. 10. 7 建告示第2585号
		9.60	S53. 8. 17 建告示第1359号
小山	仲	25.50	S44. 6. 5 建告示第3023号
西平	西	28.00	S53. 8. 17 建告示第1359号
		10.08	H 2. 3. 31 建告示第813号
横尾	横尾	45.00	H 2. 3. 31 建告示第814号
天面	天面	10.45	H 20. 12. 22 国告示第1497号
太海	太海・太海浜・ 太海西・宮	32.22	H 25. 3. 28 国告示第280号
計 13区域		627.93	

6. 災害危険箇所等

表3. 地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管）

令和6年度まで

区域名	指定面積(ha)	指定年月日	農林省告示番号
上	44.34	S34. 4. 6	299
二子	37.12	S34. 4. 6	248
二子（追加）	4.76	S39. 3. 9	238
二子（追加）	25.40	S57. 3.15	540
宮山	16.68	S39.2.25	205
宮山（追加）	7.20	S40. 3.17	353
宮山（追加）	9.60	H 1. 3.29	469
金束	15.90	S35. 4.20	302
芝尾	41.51	S42.12.20	1914
大田代	43.84	S43. 3.18	372
大田代（追加）	6.80	S53. 3.31	418
本名	47.71	S43. 3.18	371
下小原	63.40	S44. 3.31	411
釜沼	57.60	S44. 3.31	412
釜沼（追加）	102.80	S45. 3.31	461
柿木代	56.36	S44. 3.31	410
柿木代（追加）	119.00	S45. 3.31	460
西川	48.40	S45. 3.31	429
房田	165.00	S46. 3.27	633
石原	63.00	S47. 3.24	442
石原（追加）	19.02	H12.12. 7	1516
宮奈良	54.30	S48. 3.30	752
古房	56.89	S49. 2.20	86
佐野	56.34	S50. 3.29	349
山居	49.20	S51. 3.25	308
山入	60.82	S51. 3.25	308
北風原	61.10	S53. 3.31	405
倉後	45.80	S55. 3.17	345
成川	121.12	S56. 3.18	371
西条中	67.00	H22. 3.16	437
計 22区域	1,568.019 h a		

6. 災害危険箇所等

表4. 地すべり防止区域（農林水産省林野庁所管）

令和7年9月4日現在

区域名	所在地	面積(ha)	指定年月日	農林省告示番号
川代	川代、田原西	138.50	S37. 8. 17	1054
細野	細野、宮山、北風原、吉尾平塚	298.64	S37. 8. 17 S42. 10. 3	1054 1404
法明	平塚	151.06	S37. 8. 17 S43. 8. 7	1055 1187
西	西	177.54	S38. 5. 21	675
上小原	上小原、主基西	199.25	S38. 5. 6 S44. 11. 24	584 1809
八丁	吉尾平塚、宮山、仲、大川面、吉尾西	222.71	S40. 7. 17 S49. 2. 18	768 57
引越	金束	207.71	S40. 7. 17	768
畑谷	畑、西	169.86	S42. 10. 3	1402
石間寺	下小原、主基西	84.87	S44. 3. 31	415
西山	西山、東江見、西江見、東真門、西真門、青木、内遠野	36.32	S44. 11. 24	1805
嶺岡	平塚	389.26	S44. 11. 24	1805
南小町	主基西、南小町、宮山	150.57	S45. 9. 7	1344
横尾大川面	横尾、大川面、宮山、成川、仲、北風原	211.87	S45. 12. 18	1902
豆木	北風原、大幡	171.91	S49. 2. 18	56
奈良林	奈良林、釜沼、古畑	85.86	S49. 2. 18	56
計 15区域		2,695.93ha		

6. 災害危険箇所等

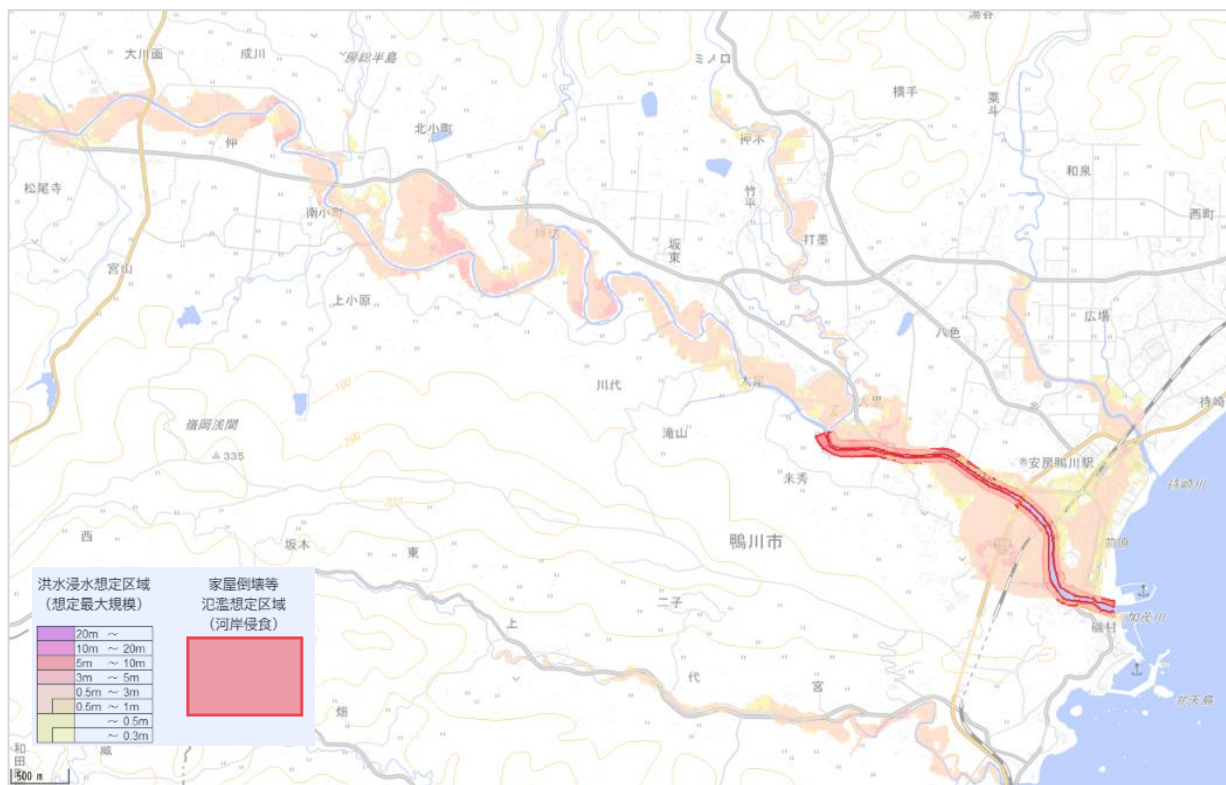
6-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地

令和5年1月25日現在

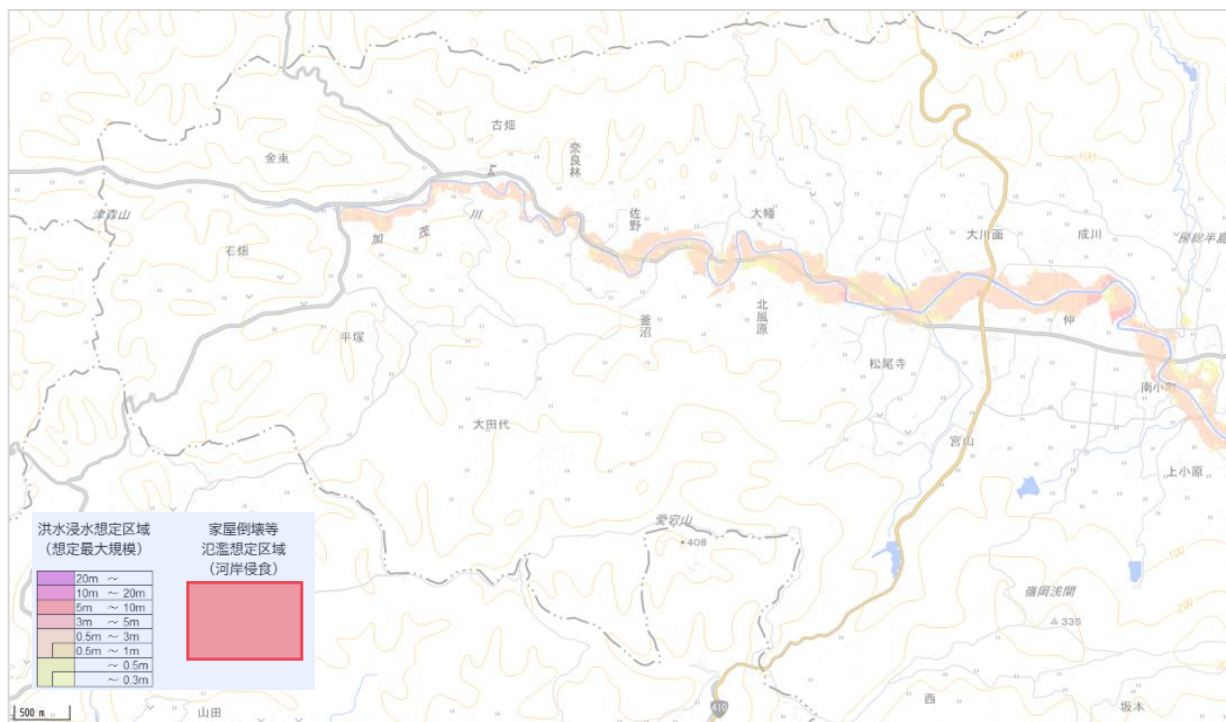
区域名	所在地	面積(m ²)	指定年月日及び告示番号	
寄浦	寄浦	19,745.44	S45.6.26	千第402号
貝渚	貝渚	3,786.29	S46.5.1	千第405号の2
太海	太海字浜太海	64,169.45	S50.2.18 S52.12.10	千第171号 千第988号
駿河浜	駿河浜	6,162.00	S52.10.18	千第672号
磯村	磯村字北町	3,239.78	S57.12.10	千第989号
新屋敷	太海	13,930.12	S63.3.25	千第244号
長谷	小湊	12,661.32	H2.6.1 H8.5.31	千第502号 千第581号
実入	実入	18,894.77	H4.9.18	千第746号
清澄	清澄字表口	7,023.73	H6.3.18	千第243号
内浦	内浦字大風沢谷	10,848.87	H9.6.6	千第487号
内浦2	内浦	12,945.75	H12.8.1	千第586号
清澄2	清澄	2,330.77	H14.5.10	千第415号
天津	天津	7,651.90	H17.7.5	千第568号
寄浦2	内浦	13,061.22	H18.4.28	千第464号
海ヶ谷	小湊	7,724.82	H18.8.15	千第758号
前原	前原	973.21	H22.6.4	千第457号
浜荻	浜荻	2,731.00	H22.7.30	千第583号
天津2	天津	33,170.88	H30.5.11	千第225号
計 18 区域		241,051.32m ²		

6-4 洪水浸水想定区域図

【市中部】



【市北西部】



(国土地理院「重ねるハザードマップ」を引用)

6. 災害危険箇所等

【市北部】



【市南西部】



(国土地理院「重ねるハザードマップ」を引用)

6. 災害危険箇所等

6-5 高潮浸水想定区域図

【市中部】



【市南西部】



6-6 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

(1) 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当	規制区間		交通量	規制基準		危険内容	迂回路
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字 (km)	延長 (km)		通行止基準 時間雨量 連続雨量	雨量観測所		
道路種別:一般国道								
410号 (旧道)	鴨川 君津	鴨川市 横尾 1.5 君津市 豊英 0.9	2.4	—	30 150	長狭(河) 宇藤木(河)	土砂崩落 路肩決壊	(国)410号
道路種別:主要地方道								
市原天津 小湊線 (81)	君津 鴨川	君津市 黄和田畑 3.7 鴨川市 四方木 2.5	6.2	866	30 150	亀山ダム(河) 清澄(河)	落石 土砂崩壊 トンネル	国道128号 国道465号 千葉鴨川線 市原天津小湊線

(2) 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当	規制区間		交通量	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字 (km)	延長 (km)				
道路種別:一般国道							
128号(旧道)	鴨川	鴨川市 小湊 鴨川市 小湊	0.7	3,965	ハットロールに よる	崩落 路肩決壊	(国)128号バイパス
410号	安房 鴨川	南房総市 西原 11.1 鴨川市 宮山 1.8	12.9	1,954	〃	土砂崩落 地すべり 路肩決壊	富津館山線 鴨川富山線
道路種別:主要地方道							
市原天津小湊線 (81)	鴨川	鴨川市 四方木 鴨川市 天津	7.0	1,047	〃	土砂崩落 トンネル 路肩決壊	千葉鴨川線 天津小湊夷隅線
天津小湊夷隅線 (82)	鴨川	鴨川市 内浦 鴨川市 内浦	2.1	4,111	〃	路肩決壊 落石	(国)128号
富津館山線 (88)	君津 鴨川	富津市 上後 9.7 鴨川市 金束 1.3	11.0	1,057	〃	落石 土砂崩落 路肩決壊	(国)127号・410号 (国)465号 鴨川保田線
鴨川富山線 (89)	鴨川	鴨川市 上 鴨川市 西	5.4	1,147	〃	土砂崩落 路肩決壊 地すべり	鴨川保田線 (国)410号
道路種別:一般県道							
西江見(停)線 (272)	鴨川	鴨川市 東 鴨川市 西江見	4.4	185	〃	路肩決壊 地すべり	(国)410号 南三原(停)丸線

(資料:異常気象時通行規制区間等一覧, 令和5年2月:千葉県県土整備部)

6-7 緊急輸送道路図及び対象路線区間一覧



資料:千葉県緊急輸送ネットワーク図(令和3年3月)

○県指定緊急輸送道路区間一覧

種別	ルート番号	路線番号	路線名	起点	終点
1次	○17	128	一般国道128号	館山市北条	東金市台方
	○25	24	主要地方道千葉鴨川線	市原市姉崎	鴨川市横渚
2次	△16	34	主要地方道鴨川保田線	鴨川市横渚	鋸南町保田
	△19	410	一般国道410号	君津市辻森	南房総市安馬谷
	△32	88	主要地方道富津館山線	館山市北条	鴨川市金束
	△64	247	一般県道浜波太港線	鴨川市広場	鴨川市前原
			鴨川市道	鴨川市前原	鴨川市前原
			臨港道路	鴨川市前原	鴨川市磯村
△137		市道作田真光寺線	鴨川市横渚にある千葉鴨川線との交差点	鴨川市八色16-2	

7. 避難計画

7-1 避難施設一覧 避難所

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定収容人数 (4㎡あたり 1人)
1	亀田医療大学	鴨川市横渚462	04-7099-1211		220
2	長狭高等学校	鴨川市横渚100	04-7092-1225	1	273
3	西条小学校	鴨川市打墨220	04-7092-0243	1	111
4	福祉センター	鴨川市八色866	04-7093-7500	1	31
5	鴨川中学校	鴨川市広場2201	04-7092-1228	1	330
6	東条小学校	鴨川市西町364	04-7092-0624	1	149
7	田原小学校	鴨川市坂東285	04-7092-0675	1	147
8	旧主基小学校	鴨川市成川35	-	1	122
9	長狭学園	鴨川市宮山176	04-7097-0176	1	240
10	長狭認定こども園	鴨川市松尾寺417	04-7097-1502	1	142
11	長狭地区公民館	鴨川市金束5	04-7098-0002	1	43
12	旧曾呂小学校	鴨川市仲町605-1	-	1	111
13	江見小学校	鴨川市宮1451-1	04-7092-9120	1	201
14	鴨川青少年自然の家	鴨川市太海122-1	04-7093-1666	1	198
15	江見地区公民館	鴨川市東江見308	04-7096-7077	1	59
16	安房東中学校	鴨川市天津1033	04-7094-0635	1	175
17	天津小湊小学校	鴨川市天津1166	04-7094-0104	1	187
18	小湊さとうみ学校	鴨川市内浦1891-1	04-7096-6606	1	168
19	四方木ふれあい館	鴨川市四方木367-2	-	1	19
20	清澄憩いの家	鴨川市清澄155	-	1	14
21	鴨川地区公民館	鴨川市前原60	04-7093-1141	1	26
22	鴨川地区公民館西条分館	鴨川市八色1244-1	04-7093-0733	1	26
23	鴨川地区公民館東条分館	鴨川市広場1588-1	04-7092-3123	1	15
24	長狭地区公民館主基分館	鴨川市成川34	04-7097-1505	1	25
25	江見地区公民館曾呂分館	鴨川市仲町590-1	04-7092-9449	1	23
26	天津小湊地区公民館	鴨川市天津1092-7	04-7094-2230	1	21
27	コミュニティセンター小湊	鴨川市内浦563	04-7095-2803	1	52

7. 避難計画

7-2 避難施設一覧 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							
				洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象
1	八雲神社	貝渚 2202		1		1	1	1		1	1
2	白幡神社	貝渚 3102		1	1	1	1	1		1	1
3	心巖寺	貝渚 2002-1	04-7092-0023	1		1	1	1		1	1
4	貝渚八幡神社	貝渚 801	04-7092-9231	1	1	1	1	1		1	1
5	黒潮荘	貝渚 2565	04-7092-2205	1		1	1	1		1	1
6	鴨川小学校	横渚 500	04-7092-0064	1	1	1	1	1	1	1	1
7	鴨川地区公民館	前原 60	04-7093-1141	1	1	1	1	1		1	1
8	花房滝口神社	花房 874		1	1	1	1	1		1	1
9	粟斗公会堂	粟斗 287-1		1	1	1	1	1		1	1
10	花房青年館	花房 438-1		1	1	1	1	1		1	1
11	滑谷青年館	滑谷 605		1	1	1	1	1		1	1
12	西条小学校	打墨 220	04-7092-0243	1	1	1	1	1	1	1	1
13	打墨公会堂	打墨 1341		1		1	1	1		1	1
14	福祉センター	八色 866	04-7093-7500	1	1	1	1	1		1	1
15	鴨川地区公民館西条分館	八色 1244-1	04-7093-0733	1		1	1	1		1	1
16	小松原鏡忍寺	広場 1413	04-7092-0604	1	1	1	1	1		1	1
17	掛松寺	東町 1971	04-7092-1091	1	1	1	1	1		1	1
18	鴨川中学校	広場 2201	04-7092-1228	1	1	1	1	1	1	1	1
19	東条小学校	西町 364	04-7092-0624	1	1	1	1	1	1	1	1
20	広場区集会所	広場 819-1		1	1	1				1	1
21	新田公会堂	西町 1221-5		1	1	1	1	1		1	1
22	和泉公会堂	和泉 1612		1	1	1	1	1		1	1
23	鴨川地区公民館東条分館	広場 1588-1	04-7092-3123	1	1	1	1	1		1	1
24	大里神社	大里 506		1	1	1	1	1		1	1
25	西福寺	竹平 533		1	1	1	1	1		1	1
26	太尾青年館	太尾 130		1	1	1	1	1		1	1
27	池田公会堂	池田 235-1		1	1	1	1	1		1	1
28	日摺間公会堂	太田学 11-1		1	1	1	1	1		1	1
29	田原小学校	坂東 285	04-7092-0675	1	1	1	1	1	1	1	1
30	太田学青年館	太田学 372-1		1	1	1	1	1		1	1
31	来秀青年館	来秀 198		1	1	1	1	1		1	1
32	川代地区集会所	川代 1361	04-7093-0248	1	1	1	1	1		1	1
33	北小町青年館	北小町 1770-3		1	1	1	1	1		1	1
34	長狭地区公民館主基分館	成川 34	04-7097-1505	1	1	1	1	1		1	1
35	旧主基小学校	成川 35		1	1	1	1	1	1	1	1
36	下小原集会所	下小原 241		1	1	1	1	1		1	1
37	上小原青年館	上小原 64		1	1	1	1	1		1	1
38	南小町区民センター	南小町 1212		1	1	1	1	1		1	1
39	長狭学園	宮山 176	04-7097-0176	1	1	1	1	1	1	1	1
40	長狭認定こども園	松尾寺 417	04-7097-1502	1	1	1	1	1	1	1	1
41	安国寺	北風原 911-1	04-7097-0213	1	1	1	1	1		1	1
42	春日神社	北風原 307		1	1	1	1	1		1	1
43	長狭高等学校	横渚 100	04-7092-1225	1	1	1	1	1	1	1	1
44	龍江寺	大幡 854-1	04-7098-0053	1	1	1	1	1		1	1
45	横尾公会堂	横尾 38		1	1	1	1	1		1	1

7. 避難計画

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							
				洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象
46	真福寺	大幡 1177	04-7098-0207	1	1	1	1	1		1	1
47	平塚区民センター	平塚 1905		1	1	1	1	1		1	1
48	長狭地区公民館	金束 5	04-7098-0002	1		1	1	1	1	1	1
49	奈良林青年館	奈良林 455			1	1	1	1		1	1
50	佐野集落センター	佐野 209		1	1	1	1	1		1	1
51	釜沼北集会所	釜沼 1029		1	1	1	1	1		1	1
52	西集会所	西 747	04-7092-9320	1		1	1	1		1	1
53	畑青年館	畑 933		1	1	1	1	1		1	1
54	旧曾呂小学校	仲町 605-1		1		1	1	1	1	1	1
55	江見地区公民館曾呂 分館	仲町 590-1	04-7092-9449	1		1	1	1		1	1
56	代集会所	代 462		1	1	1	1	1		1	1
57	江見小学校	宮 1451-1	04-7092-9120	1		1	1	1	1	1	1
58	鴨川青少年自然の家	太海 122-1	04-7093-1666	1		1	1	1		1	1
59	天面善光寺	天面 163-1	04-7092-2044	1	1	1	1	1		1	1
60	大夫崎集会所	江見大夫崎 292-2		1	1	1	1	1		1	1
61	吉浦青年館	江見吉浦 47-1		1		1	1	1		1	1
62	西山集会所	西山 94		1	1	1	1	1		1	1
63	北区公会堂	西江見 680-1		1	1	1	1	1		1	1
64	東組集会所	江見東真門 412-1		1	1	1	1	1		1	1
65	江見地区公民館	東江見 308	04-7096-7077	1	1	1	1	1	1	1	1
66	神明神社	天津 2954	04-7094-0323	1	1	1	1	1		1	1
67	日澄寺	天津 1850	04-7094-0132	1		1	1	1		1	1
68	海福寺	天津 1553-1	04-7094-0537	1		1	1	1		1	1
69	萬福寺	天津 1276-1	04-7094-0399	1		1	1	1		1	1
70	新町青年館	天津 2029-2		1	1	1				1	1
71	谷町コミュニティセンター	天津 1848-1		1	1					1	1
72	天津小湊認定こども園	天津 1208-1	04-7094-0380	1		1	1	1		1	1
73	芝町コミュニティセンター	天津 1016		1	1	1	1	1		1	1
74	坂本鳥居館	天津 3459-5		1		1	1	1		1	1
75	わんぱくハウス	天津 78		1		1	1	1		1	1
76	引土青年館	天津 70		1	1	1				1	1
77	浜荻西青年館	浜荻 1145-1		1	1	1	1	1		1	1
78	天津小湊地区公民館	天津 1092-7	04-7094-2230	1	1	1	1	1		1	1
79	安房東中学校	天津 1033	04-7094-0635		1	1	1	1	1	1	1
80	天津小湊小学校	天津 1166	04-7094-0104	1		1	1	1	1	1	1
81	天津小湊保健福祉センター	天津 163-1	04-7094-2771	1	1	1				1	1
82	貴船神社	浜荻 1185		1		1	1	1		1	1
83	薬師堂	浜荻 1288-1		1		1	1	1		1	1
84	大萩神社	内浦 354-1		1		1	1	1		1	1
85	高生寺	内浦 544	04-7095-2823	1	1	1	1	1		1	1
86	西蓮寺	内浦 1726	04-7095-2618	1		1	1	1		1	1
87	小湊さとうみ学校	内浦 1891-1	04-7096-6606	1	1	1	1	1	1	1	1
88	吾妻神社	内浦 1806		1	1	1	1	1		1	1
89	コミュニティセンター小湊	内浦 563	04-7095-2803	1	1	1				1	1
90	誕生寺布教殿堂	小湊 183	04-7095-2621	1		1	1	1		1	1
91	妙蓮寺	小湊 129-1	04-7095-2120	1		1	1	1		1	1
92	大萩青年館	内浦 468		1	1	1				1	1
93	奥谷青年館	内浦 1310-1		1		1	1	1		1	1
94	善龍寺	内浦 2738	04-7095-2038	1		1	1	1		1	1
95	内浦山県民の森	内浦 3228	04-7095-2821	1	1	1	1	1	1	1	1
96	清澄寺	清澄 322-1	04-7094-0525	1	1	1	1	1		1	1

7. 避難計画

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							
				洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象
97	四方木ふれあい館	四方木 367-2		1	1	1	1	1		1	1
98	清澄憩いの家	清澄 155		1	1	1	1	1		1	1

7. 避難計画

●津波避難タワー

施設名	海拔(m)	所在地	備考
小湊津波避難タワー	6	内浦 1923	地上 12m

●津波避難ビル

地区	施設名	用途	所在地	電話	階建(避難エリア)	津波浸水深(m)
鴨川地区	イオン鴨川店	デパート	横渚 973-1	7093-6511	6階(4階以上)	2.67
	鴨川令徳高等学校	学校	横渚 815	7092-0267	5階(5階)	3.13
	ビューパレー鴨川	マンション	横渚 855-1	7093-6061	12階(外廊下)	3.21
	東洋大学鴨川セミナーハウス	学校	前原 356-14	7099-0311	5階(5階)	3.21
	サンライズコースト鴨川	マンション	前原 356-3	7098-2381	14階(外廊下)	2.53
	サンシティ吉田屋	マンション	前原 35-1	7098-2185	15階(外廊下)	2.3
	ラ・メール鴨川	マンション	前原 41-2	7092-1201	14階(3階以上外廊下)	2.68
	鴨川ユニバースホテル	ホテル	前原 69	7092-1361	6階(屋上)	2.88
	鴨川マリナーハイツ	マンション	前原 359-1	7092-5533	14階(外廊下)	3.6
	亀田医療大学	学校	横渚 462	7099-1211	4階(屋上)	1.45
東条地区	介護老人保健施設たいよう	老人ホーム	西町 1011-1	7093-7711	4階(屋上)	2.79
	亀田総合病院Kタワー	病院	東町 929	7092-2211	13階(3階以上)	3.46
	セレーニア鴨川	マンション	東町 1400-2	7094-4080	15階(5F以上外廊下)	2.66
	ジェネピア鴨川	マンション	東町 1415-1	7093-6004	15階(5F以上外廊下)	3.02
	鴨川館	ホテル	西町 1179	7093-4111	8階(3階)	0.78(一部)
	亀の井ホテル鴨川	ホテル	西町 1137	7092-1231	7階(7階)	-
	鴨川シーワールドホテル	ホテル	東町 1464-18	7092-2121	6階(屋上)	3.76
	鴨川グランドホテル	ホテル	広場 820	7092-2111	8階(4~5階)	2.66
	ブルーウェーブ鴨川	マンション	広場 752-1	7093-5533	9階(外廊下)	6.65
	養護老人ホーム 緑風荘	老人ホーム	広場 1311	7092-0644	3階(オープンスペース)	-
太海地区	ブルースカイ鴨川	マンション	太海 1857-3	7093-2881	10階(1階ビバー)	-
	早稲田大学鴨川セミナーハウス	学校	太海 1619-1	7099-0845	3階(1階ラウジ)	-
	日本航空高等学校石川校 千葉鴨川キャンパス	学校	太海 1481	7096-5378	5階(1階ビバー)	-
	恵比寿	ホテル	太海 2345	7092-2226	4階(屋上)	-
	潮騒リゾート鴨川	ホテル	太海浜 73-1	7092-1341	5階(屋上)	-
江見地区	南鴨川シーハイツ	マンション	江見青木 102	7096-0955	13階(屋上)	-
	舟付	ホテル	江見青木 65	7096-1200	3階(屋上)	-
小湊地区	吉夢	ホテル	小湊 182-2	7095-2111	9階(7~8階)	7.27
	三水ホテル	ホテル	小湊 182-2	7095-3333	7階(7階)	6.91
	三日月シーパークホテル安房鴨川	ホテル	内浦 2781	7095-3111	10階(5階)	5.77
	小湊シーサイドハイツ	マンション	内浦 345-1	7095-2261	11階(屋上)	5.09
	ジョイライフ鯛の浦	老人ホーム	内浦 56-1	7099-6018	5階(屋上)	4.41
	ダイアパレス小湊	マンション	内浦 67-5	7095-3071	12階(駐車場、外廊下)	-
	豊明殿	ホテル	内浦 14	7095-2334	3階(屋上)	-
	誕生寺 布教殿堂	宗教法人	小湊 183	7095-2621	3階(1階以上)	-
天津地区	ホテルグリーンプラザ鴨川	ホテル	天津 3289-2	7094-2525	4階(外廊下)	3
	宿中屋	ホテル	天津 3287	7094-1111	5階(屋上)	4.34
	鴨川ヒルズリゾートホテル	ホテル	天津 3164-7	7094-2535	9階(3階ビバー)	-
	板橋区立天津わかしお学校	学校	天津 1990	7094-0371	3階(3階外廊下他)	1.85(一部)
	蓬萊屋旅館	ホテル	天津 1376	7094-0029	3階(屋上)	-

※津波浸水深は、千葉県津波浸水予測図(津波高10m)のものである。

7. 避難計画

●福祉避難所協定施設

名 称	所 在 地
社会福祉法人 東明会 養護老人ホーム 緑風荘	鴨川市広場 1311 番地 1
社会福祉法人 健仁会 特別養護老人ホーム 千の風・清澄	鴨川市天津 3466 番地
社会福祉法人 太陽会 障害者支援施設 しあわせの里	鴨川市大幡 1243 番地 2
社会福祉法人 太陽会 障害福祉サービス事業所 らんまん	鴨川市大幡 1245 番地
社会福祉法人 太陽会 特別養護老人ホーム めぐみの里	鴨川市大幡 1222 番地 1
社会福祉法人 悠仁会 障害者支援施設 嶺岡園	鴨川市太海 630 番地 4
社会福祉法人 永和会 特別養護老人ホーム 南小町	鴨川市南小町 809 番地 1
医療法人 明星会 グループホーム まきの家	鴨川市広場 1665 番地
株式会社エクセルシオール・ジャパン グループホーム いきいきの家鴨川	鴨川市古畑 317 番地 1
医療法人 美篤会 グループホーム 花水神	鴨川市東江見 395 番地 2
社会福祉法人 永和会 グループホーム エバーグリーンクラブ	鴨川市太海 2175 番地 1

7. 避難計画

7-3 要配慮者利用施設

番号	名称	所在地	土砂	津波	高潮	洪水						
						加茂川	洲貝川	曾呂川	待崎川	二夕間川・袋倉川	神明川	大風沢川
高齢者・障害者施設(入所・通所)												
1	(医)宏和会 エビハラ介護医療院	太海 630-10	○									
2	(NPO)夕なぎ オレンジハウス鴨川	横渚 881-6		○		○						
3	(福)太陽会 グループホーム星の砂	浜荻 815	○									
4	(福)太陽会 ケアホームらんまん	大幡 1199-1				○						
5	(福)太陽会 しあわせの里	大幡 1243-2	○			○						
6	(株)ジョイライフ ジョイライフ鯛の浦	内浦 56-1	○	○								
7	(株)エフ&エフ デイサロンさくら	滑谷 46		○								
8	三井不動産レジデンシャルウェル ネス(株)パークウェルステイト鴨川	浜荻 1002	○									
9	(株)ロブスタ ハートフル鴨川	太海 630-1	○									
10	(福)薄光会 ひなたホームズ	代 1297	○									
11	(福)太陽会 まんぼう	東町 607-1		○								
12	(福)太陽会 めぐみの里	大幡 1222-1	○			○						
13	(福)太陽会 らんまん	大幡 1245	○			○						
14	(福)太陽会 たいよう	西町 1011-1		○								
15	(福)薄光会 鴨川ひかり学園	代 1297	○									
16	(福)鴨川市社会福祉協議会 鴨川 市福祉作業所	八色 866	○									
17	(医)三柴会 小田介護医療院	横渚 880		○		○						
18	(福)健仁会 千の風・清澄	天津 3466	○						○			
19	(医)明星会 東条病院介護医療院	広場 1615		○								
20	(福)永和会 南小町	南小町 809-1				○						
21	(福)東明会 緑風荘	広場 1311-1		○								
22	(福)悠仁会 嶺岡園	太海 630-4	○									

7. 避難計画

番号	名称	所在地	土砂	津波	高潮	洪水						
						加茂川	洲貝川	曾呂川	待崎川	二夕間川・袋倉川	神明川	大風沢川
医療機関（有床）												
1	(医) 鉄蕉会 亀田リハビリテーション病院	東町975-2		○								
2	(医) 鉄蕉会 亀田総合病院	東町929		○								
3	(医) 鉄蕉会 亀田クリニック	東町1344		○								
4	(医) 明星会 東条メンタルホスピタル	広場1338		○								
5	(医) 明星会 東条病院	広場1615		○								
6	(医) 三紫会 小田病院	横渚880		○		○						
7	(医) 宏和会 エビハラ病院	太海630-10	○									
こども園												
1	江見認定こども園	宮1455	○									
2	西条認定こども園	八色869	○									
3	鴨川認定こども園	横渚510		○		○						
4	天津小湊認定こども園	天津1208-1	○	○								
特別支援学校												
1	県立安房特別支援学校 鴨川分教室	横渚500		○		○						
小中学校												
1	鴨川小学校	横渚500		○		○						
2	江見小学校	宮1451-1	○									
3	天津小湊小学校	天津1166	○	○								
4	鴨川中学校	広場2201		○								
5	安房東中学校	天津1033		○					○			

7-4 様式

震災後の余震に備えた緊急点検チェックリスト 屋内運動場(体育館)用

整理番号

調査日	年 月 日	時間	午前 / 午後 時
調査者		登録番号	
建物概要	施設名称	建築物名称	
	所在地	建築年	(西暦) 年
	建物用途		
	構造種別	純鉄骨造 / 鉄骨とRCの混合構造(層内・層別) / RC造に鉄骨屋根 その他()	
	階数	地上 階	地下 階
	建築面積	m ²	延床面積
調 査			
方法	外観のみ実施 / 内観調査も併せて実施		
1 一見して危険と判定される(該当する場合は○をつけ危険と判定し調査を終了する)			判定結果
<input type="checkbox"/> 建築物全体又は一部の崩落・落階がある			施設が危険な状態
<input type="checkbox"/> 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれがある			
<input type="checkbox"/> 建築物全体又は一部の著しい傾斜がある			
2 全体の状況に関する点検項目			判定結果
<input type="checkbox"/> 隣接する建物や周辺地盤による破壊の危険性(崖崩れなど)がある			施設が危険又は注意を要する状態
<input type="checkbox"/> 建物が多少なりとも傾斜している			
<input type="checkbox"/> 柱や梁に構成要素が曲がる現象(座屈)が発生している			
<input type="checkbox"/> 筋交いにたわんでいるもの、あるいは破断しているものがある			
<input type="checkbox"/> 柱と梁の接合部が一部破断している、接合部に亀裂が発生している			
<input type="checkbox"/> 柱脚が部分的にでも破損している			
<input type="checkbox"/> 高所からコンクリート片が落下した、あるいは落下しかかっている			
<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリートの部分に比較的大きなひび割れ(2mm程度)が見られる			
<input type="checkbox"/> 鉄骨部材に著しい腐食が見られる			
<input type="checkbox"/> 窓ガラス・窓枠にひび割れが見られる、窓枠がひずみスムーズに開閉できない			
<input type="checkbox"/> 外装材や内装材にひび割れや隙間が見られる			
<input type="checkbox"/> 屋外階段やひさしがわずかに傾斜あるいは移動している			
<input type="checkbox"/> 照明や吊り物が部分的にずれている			
<input type="checkbox"/> 天井裏を目視できる場合に天井ブレースにたわんでいるものや破断したものがある			
<input type="checkbox"/> その他、異常が見られる			
3 つり天井に関する点検項目			判定結果
<input type="checkbox"/> 天井の一部でも落下または落下しそうな状態である			施設が危険な状態
<input type="checkbox"/> 天井の周囲または段差に破損がある※			
<input type="checkbox"/> 天井が部分的にずれている※			

※落下防止対策がなされている場合の判定結果は「施設が危険又は注意を要する状態」

文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」(平成25年8月)を参考に作成

避難所状況報告書(初動期)

送信先：鴨川市災害対策本部

TEL04-7092-1111

FAX

避難所		ふりがな 避難所名				
		住所				
		TEL				
		FAX				
項目	第一報(参集後すぐ)		第二報(3時間後)		第三報(6時間後・閉鎖)	
送信者名						
報告日時		月 日() :		月 日() :		
避難種別		勧告・指示・自主避難		勧告・指示・自主避難		
利用可能な 連絡手段		FAX・電話・伝令・他()		FAX・電話・伝令・他()		
避難者	人数	人		人		
	世帯数	世帯		世帯		
	今後の 見込み	増加・減少・変化なし		増加・減少・変化なし		
建物の 安全確認		未実施・安全・要注意・危険		未実施・安全・要注意・危険		
傷病者等		なし・あり()人・不明		なし・あり()人・不明		
人命救助		不要・必要()人・不明		不要・必要()人・不明		
周辺状況	火災	なし・延焼中(約 件)・大火の危険		なし・延焼中(約 件)・大火の危険		
	土砂 崩れ	なし・あり(約 件)・未発見		なし・あり(約 件)・未発見		
	ライフ ライン	断水・停電・ガス停止・電話不通		断水・停電・ガス停止・電話不通		
	道路	通行可・渋滞・片側通行・通行不可		通行可・渋滞・片側通行・通行不可		
	建物 倒壊	ほとんどなし・あり(約 件)・不明		ほとんどなし・あり(約 件)・不明		
避難所以外の 支援拠点		なし・あり(場所)		なし・あり(場所)		
参集者	行政 担当者					
	施設 管理者					
緊急を要する 事項など (具体的に箇 条書き)						
受信者名 (災害対策本部)						

- ・ 第一報(参集後すぐ)、第二報(3時間後)、第三報(6時間後または閉鎖時)は、同じ用紙に記入。
- ・ 報告は鴨川市災害対策本部あてFAXで送信する。FAXが使用できないときは、伝令などで連絡する。
- ・ 人命救助や周辺状況の詳細は「緊急を要する事項」に記入する。
「世帯数」は、避難所利用者登録票の枚数による回答も可能。

避難所状況報告書〔第 報〕

送信先：鴨川市災害対策本部

TEL

FAX

避難所	ふりがな 避難所名		報告日時		月 日 ()			
	住所				:			
	TEL		FAX					
避難所利用者数	区分		現在数 (A)		前日数 (B)		差引 (A-B)	
	避難所内に受け入れた者※	世帯数	世帯		世帯		世帯	
		人数	人		人		人	
	避難所以外の場所に滞在する者	世帯数	世帯		世帯		世帯	
		人数	人		人		人	
	合計	世帯数	人		人		人	
人数		世帯		世帯		世帯		
食料	区分		朝		昼		夜	
	食料の給与数		食		食		食	
	食料の主な内容							
運営状況	(避難所利用者)組	編成	済・未編成	組数	計	組(避難所内 組+外 組)		
	避難所運営委員会	設置	済・未設置	役員	会長	人、副会長	人(うち女性 人)	
	運営班	設置	済・未設置					
連絡事項	連絡元		主な対応状況			要望など		
	避難所運営委員会							
	各	総務班						
		情報班						
	運	施設管理班						
		食料・物資班						
		保健・衛生班						
		要配慮者班						
	班	支援渉外班						
		行政担当者						
施設管理者								
ライフライン	電 気	通電	<input type="checkbox"/> 停電 (: 現在)	電 話	可能	<input type="checkbox"/> 不能 (: 現在)		
	水 道	通水	<input type="checkbox"/> 断水 (: 現在)	F A X	可能	<input type="checkbox"/> 不能 (: 現在)		
	ガ ス	可能	<input type="checkbox"/> 不能 (: 現在)		<input type="checkbox"/>	(: 現在)		
特記事項								

※「避難所内に受け入れた者」には、避難所敷地内での車中・テント生活者を含む。

ひなんじょりょうしゃとうろくひょう 避難所利用者登録票

表面

				避難所名		受付番号	
きにゆうび 記入日	年 月 日()			きにゆうしゃしめい 記入者氏名			
じゅうしょ 住所	〒 -			じちかい 自治会・ ちょうないかいめい 町内会名			
でんわ 電話	() -			じたく 自宅の ひがいじょうきょう 被害状況		ぜんかい はんかい いちぶそんかい 全壊 / 半壊 / 一部損壊 ぜんしょう はんしょう ゆかうえしんすい 全焼 / 半焼 / 床上浸水 りゅうしゅつ 流出 / その他()	
けいたいでんわ 携帯電話	() -			たいざい 滞在を きぼう 希望する ばしょ 場所		ひなんじょ <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> テント(避難所敷地内に設営) <input type="checkbox"/> 車両(避難所敷地内に駐車) ひなんじょいがい ばしょ <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所 (自宅 / 他())	
FAX	() -						
メール	@						
その他 れんらくさき 連絡先 しんせき (親戚など)	〒 - () -						
ひなんじょ りょうしゃ ひと 避難所を利用する人 ひなんじょいがい ばしょ たいざい ひと きにゆう (避難所以外の場所に滞在する人も記入)				けがやびょうき・しょうがい 有無・病気・障害・アレルギーの うむ にんしんちゆう しよう 有無、妊娠中、使用できる言語な ど、特に配慮が必要なこと		うんえい きょうりよく 運営に協力 できること (特技・免許)	
しめい 氏名		せいねんがっぴ 生年月日・年齢	せいべつ 性別	づづきがら 続柄	こくせき 国籍		
せたいぬし 世帯主	ふりがな		明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
	ふりがな		明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
かぞく 家族	ふりがな		明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
	ふりがな		明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
	ふりがな		明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
	ふりがな		明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
ペットの じょうきょう 状況	<input type="checkbox"/> 飼っていない <input type="checkbox"/> 飼っている→右欄へ		しゅるい とうすう 種類(頭数)		どうほんきぼう 同伴希望(ペット台帳に記入) <input type="checkbox"/> 置き去り <input type="checkbox"/> 行方不明		
じかようしゃ 自家用車(避難所に ちゅうしゃ 駐車する場合)	しゃしゆ 車種		いろ 色		ナンバー		
あんびかくにん 安否確認のための じょうほうかいじ 情報開示	しんぞく とうきよしや 親族・同居者への提供 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		ちじん 知人への提供 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		さきいがい もの 左記以外の者への提供 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		

せたい かぞく きにゆう
・世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。

避難所利用者登録票

裏面:運営側(受付担当)記入用

<登録時>

●運営側（受付担当）は、記入者とともに表面の記載を確認する。

・安否確認への対応（公開・非公開）

※安否の問い合わせがあった場合に、**住所（大字まで）**と**氏名**、**ふりがな**を公開してもよいか個人ごとに必ず確認すること。

・けがや病気、障害、アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語（または日本語が理解できるか）など、とくに配慮が必要なことはあるか。

→詳細を聞き取ったら↓「本人からの申告・聞き取り事項」に記入

●受け入れ先

受け入れ先 (滞在先)	場所	<input type="checkbox"/> 避難所内（ ） <input type="checkbox"/> テント（避難所敷地内に設営） <input type="checkbox"/> 車 両（避難所敷地内に駐車） <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所（自宅 / その他（ ））		
	組名		人数	人
	避難確認	<input type="checkbox"/> 世帯全員の確認済 <input type="checkbox"/> 一部未確認（未確認者： ）		
本人からの申告・聞き取り事項など				

<転出・退出後>

「退所届」受付後に記入し、「退所届」と合わせてファイルに綴じること

退所届	受付日	年 月 日（ ）
	受付番号	

ペット登録台帳

ペット登録台帳										避難所名		
番号	ペットの なまえ 種類	ワクチン ・去勢 の状況	ひんしゅ 品種	せいべつ 性別	とくちょう 特徴 (毛色・体格、 まいごふだ 迷子札の うむ 有無など)	いぬ 犬のみ記入		かぬし 飼い主の れんらくさき 連絡先	受付担当の 記入欄			
						しちょうそん 市町村 の登録	きょうけんびょう 狂犬病 よぼうせつしゅ 予防接種		氏名	組名	入 所 日	退 所 日
記入例	グレイ 犬	済	ミニチュ アシュナ ウザー	オス	灰色、中 型、迷子 札あり	とうろくずみ 登録済 . していない	ちゅうしゃずみ 注射済 . していない	愛知 太郎 (000)000 0-0000		/	/	
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゅうしゃずみ 注射済 . していない			/	/	
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゅうしゃずみ 注射済 . していない			/	/	
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゅうしゃずみ 注射済 . していない			/	/	
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゅうしゃずみ 注射済 . していない			/	/	
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゅうしゃずみ 注射済 . していない			/	/	
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゅうしゃずみ 注射済 . していない			/	/	
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゅうしゃずみ 注射済 . していない			/	/	
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゅうしゃずみ 注射済 . していない			/	/	

- ・ 避難所では、一品、サイズごとに記入する。
- ・ 避難所では、「避難所記入欄」に記入し原則 FAX で鴨川市災害対策本部に送付する。
- ・ 鴨川市災害対策本部は「鴨川市災害対策本部記入欄」に記入し原則 FAX で避難所に回答する。
- ・ FAX が使えない場合は伝票の控えを残し、伝令などの手段で確実に相手に手渡しする。

避難所で物資を受領したら、「避難所受領サイン」欄に押印またはサインをする。また、「食料・物資受入簿」「物資ごとの受入・配布等管理簿」にも記入する。

物資依頼伝票

 鴨川市災害対策本部
 FAX() -

→

避難所名 :

←

FAX() -

避難所 記入欄						
依頼日時	年 月 日 () 時 分			受付日時	年 月 日 () 時 分	
担当者名				担当者名	TEL FAX	
ふりがな 避難所名	住所			発注業者	住所	
	TEL FAX			TEL	FAX	
			伝票番号	(伝票枚数)		
品名	品質・規格	数量	出荷数量	個口	備考	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
				個口合計		

食料依頼伝票

 鴨川市災害対策本部
 FAX() -


避難所名：



FAX() -

避難所 記入欄	依頼日時	年 月 日 () 時 分	担当者名		
	ふりがな 避難所名	住所 TEL FAX			
	依頼内容	区分	必要数 (食)	備考	
		通常の食事		食	
		やわらかい食事		食	
		食物アレルギー対応など 特別な配慮が必要な食事 (詳細は備考に記載)		食	
合計			食		
その他の依頼事項 (特別の配慮を要する食事の内容など)					
鴨川市災害対策本部 記入欄	避難所からの依頼を受信した日時	年 月 日 () 時 分	担当者名		
	対応内容	区分	必要数 (食)	備考	
		通常の食事		食	
		やわらかい食事		食	
		食物アレルギー対応など 特別な配慮が必要な食事		食	
		合計		食	
発注業者	住所 TEL FAX				
配送業者	住所 TEL FAX				
避難所から受領連絡があった日時		連絡を受けた担当者名			

- ・ 避難所では、「避難所記入欄」に記入し原則 FAX で鴨川市災害対策本部に送付する。
- ・ 鴨川市災害対策本部は「鴨川市災害対策本部記入欄」に記入し原則 FAX で避難所に回答する。
- ・ FAX が使えない場合は伝票の控えを残し、伝令などの手段で確実に相手に手渡す。
- ・ 避難所で食料を受領したら、鴨川市災害対策本部の食料・物資担当者に受領連絡する。また、「食料管理表」にも記入する。

食料管理表

- ・におい、外観、容器のやぶれなどの異常がないか確認してから配布する
- ・食料は、受け入れ後すみやかに配布し、日持ちのしないものは保管しないようにする
- ・配布された食料はすぐに食べ、残ったら必ず廃棄するよう、避難所利用者に伝える

区分	品名	日付⇒	/	/	/	/	/	/	/	/	/
飲料水・飲み物	飲料水 2L										
	飲料水 500mL										
長期保存できるもの	アルファ化米										
アレルギー対応	アルファ化米										
	粉ミルク(アレルギー対応)										
	離乳食(アレルギー対応)										
その他	粉ミルク										
	離乳食										
	ミルク調整用の水										

8. ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表

離発着場 名 称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防 署から	指定避難所 等の指定
	地名・地番	座標 (60進法)		長辺×短辺 (m)	区分		
鴨川市総合運動施設 陸上競技場	鴨川市 太尾866-1	N35° 06' 48"	鴨川市スポーツ 振興課	150×100	大	3,300m	なし
		E140° 04' 43"					
鴨川市総合運動施設 野球場	鴨川市 太尾866-1	N35° 06' 44"	鴨川市スポーツ 振興課	80×80	中	3,000m	なし
		E140° 04' 49"					
鴨川市総合運動施設 サッカー場	鴨川市 太尾866-1	N35° 06' 44"	鴨川市スポーツ 振興課	110×100	大	2,900m	なし
		E140° 04' 40"					
長狭高等学校 グラウンド	鴨川市 横者100	N35° 06' 33"	長狭高等学校 (代表)	100×80	中	1,300m	避難所
		E140° 05' 49"					
長狭学園	鴨川市 宮山176	N35° 07' 49"	長狭学園 (代表)	150×110	大	5,100m	避難所
		E140° 01' 01"					
大川面運動広場 グラウンド	鴨川市 大川面32	N35° 08' 15"	鴨川市スポーツ 振興課	100×50	中	5,600m	なし
		E140° 01' 02"					
鴨川市体育センター グラウンド	鴨川市 貝渚242	N35° 06' 03"	鴨川市スポーツ 振興課	120×70	中	2,500m	なし
		E140° 05' 51"					
鴨川中学校野球場	鴨川市 広場2201	N35° 06' 55"	鴨川中学校 (代表)	70×70	中	1,000m	避難所
		E140° 05' 58"					
日本航空高等学校石川校 千葉鴨川キャンパス運動 場	鴨川市太海 1481	N35° 04' 59"	日本航空高等学 校石川校千葉鴨 川キャンパス	120×100	大	4,300m	なし
		E140° 05' 18"					
天津小湊小学校 グラウンド	鴨川市 天津1166	N35° 07' 28"	天津小湊小学校 (代表)	60×40	小	4,000m	避難所
		E140° 09' 15"					
小湊さとうみ学校 グラウンド ※スポーツ・文化合宿施設	鴨川市 内浦1923	N35° 07' 40"	小湊さとうみ学 校 (代表)	75×70	中	1,000m	緊急避難場 所・避難所
		E140° 11' 38"					

9. 関係機関連絡先一覧

(1) 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
関東管区警察局 千葉県情報通信部	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 千葉市中央区長洲 1-9-1	048-600-6000 043-201-0110
関東財務局 千葉財務事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 千葉市中央区椿森 5-6-1	048-600-1111 043-251-7212
関東農政局 千葉県拠点	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 千葉市中央区本千葉町 10-18	048-740-0308 043-224-5611
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	群馬県前橋市岩神町 4-16-25 千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	027-210-1150 043-242-4656
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433
関東運輸局 千葉運輸支局	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 千葉市美浜区新港 198	045-211-7269 043-242-7336
関東地方整備局 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 千葉市稲毛区天台 5-27-1 千葉市中央区中央港 1-11-2	048-600-1333 043-285-0343 043-243-9172
第三管区海上保安本部 銚子海上保安部 勝浦海上保安署	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 銚子市川口町 2-6431 勝浦市浜勝浦 499	045-211-1118 0479-22-1359 0470-73-4999
東京管区気象台 銚子地方気象台	東京都清瀬市中清戸 3-235 銚子市川口町 2-6431	042-497-7216 0479-23-7705
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1790
関東地方環境事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0516
北関東防衛局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1844
千葉労働局 木更津労働基準監督署	千葉市中央区中央 4-11-1 木更津市富士見 2-4-14	043-221-4312 0438-22-6165
国土地理院 関東地方測量部	茨城県つくば市北郷1 東京都千代田区九段南 1-1-15	029-864-6275 03-5213-2054

(2) 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
NTT東日本株式会社 千葉事業部 木更津営業支店	東京都新宿区西新宿 3-19-2 千葉市中央区富士見 1-12-17 ネクストサイト千葉ビル 木更津市新田 3-1-9	03-5359-4830 043-445-8900 0438-23-4440
NTTドコモビジネス(株)	東京都千代田区大手町 2-3-4	0570-03-9909
株式会社NTTドコモ 千葉支店	東京都千代田区永田町 2-11-1 千葉市中央区新町 1000	03-5156-1111 043-301-0500
KDDI株式会社 千倉技術保守センター	東京都新宿区西新宿 2-3-2 南房総市千倉町瀬戸字浜田 2980-15	03-3347-6633 0470-44-4000
ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸 1-7-1 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー	03-6889-6601
楽天モバイル株式会社	東京都世田谷区玉川 1-14-1 楽天クリムゾンハウス	050-5369-7202
日本赤十字社 千葉県支部	東京都港区芝大門 1-1-3 千葉市中央区千葉港 5-7	03-3438-1311 043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	東京都渋谷区神南 2-2-1 千葉市中央区千葉港 5-1	03-3465-1111 043-203-0597
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	東京都渋谷区代々木 2-2-2 千葉市中央区弁天 2-23-3	03-5334-1167 043-284-6796

9. 関係機関一覧

機関名	所在地	電話番号
日本貨物鉄道株式会社 関東支社	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-33-8 東京都品川区東五反田 1-11-15	050-2017-4084 050-2017-4144
日本通運株式会社 千葉支店	東京都千代田区神田和泉町 2 番地 千葉市美浜区中瀬 1-3	03-5801-1111 043-307-3761
福山通運株式会社	広島県福山市東深津町 4-20-1	084-924-2000
佐川急便株式会社	東京都江東区新砂 2-2-8	03-3699-3340
ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座 2-16-10	03-3541-3411
西濃運輸株式会社	岐阜県大垣市田口町 1	0584-81-1111
一般社団法人 A Z - COM 丸和・ 支援ネットワーク	埼玉県吉川市旭 7-1	048-991-1000
東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社 木更津支社	東京都千代田区内幸町 1-1-3 千葉市中央区富士見 2-9-5 木更津市貝渕 3-13-40	03-6373-1111 050-3181-2975 0438-90-3208
日本郵便株式会社 千葉中央郵便局 鴨川郵便局 天津郵便局	東京都千代田区大手町 2-3-1 千葉市中央区中央港 1-14-1 鴨川市横渚 1026-4 鴨川市天津 1216-1	03-3477-0111 043-246-0020 04-7092-1099 04-7094-0753
独立行政法人鉄道建設・運輸施設 整備支援機構	神奈川県横浜市中区本町 6-50-1	045-222-9059

(3) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
公益社団法人千葉県医師会	千葉市中央区千葉港 4-1	043-242-4271
一般社団法人千葉県歯科医師会	千葉市美浜区新港 32-17	043-241-6471
一般社団法人千葉県薬剤師会	千葉市中央区問屋町 9-2	043-242-3801
公益社団法人千葉県 LP ガス協会	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館内	043-246-1725
公益社団法人千葉県看護協会	千葉市美浜区新港 249-4	043-245-1744
千葉テレビ放送株式会社	千葉市中央区都町 1-1-25	043-231-3100
株式会社ニッポン放送	東京都千代田区有楽町 1-9-3	03-3287-1111
株式会社ベイエフエム	千葉市美浜区中瀬 2-6-1	043-351-7878
一般社団法人千葉県トラック協会	千葉市美浜区新港 212-10	043-247-1131
一般社団法人千葉県バス協会	千葉市中央区市場町 7-9	043-215-8805

(4) その他公共団体

機関名	所在地	電話番号
安房農業協同組合	千葉県館山市安東 72	0470-24-9111
鴨川市商工会	鴨川市横渚 643-2	04-7092-0320
鴨川市漁業協同組合	鴨川市磯村 137-2	04-7093-2111
東安房漁業協同組合小湊支所	鴨川市小湊 182-3	04-7095-2891
千葉県森林組合 安房事業所	千葉市中央区長洲 1-15-7 南房総市和田町黒岩 380-5	043-227-8233 0470-47-2227
鴨川市社会福祉協議会	鴨川市八色 887-1	04-7093-0606
公益社団法人安房医師会	館山市北条 740-1 館山市コミュニティセンター 3 階	0470-22-0228
一般社団法人安房歯科医師会	南房総市千倉町南朝夷 1220	0470-44-0021

9. 関係機関一覧

(5) 県・一部事務組合

機関名	所在地	電話番号
【千葉県】		
防災危機管理部防災対策課	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2175
安房地域振興事務所	館山市北条 402-1	0470-22-7111
安房農業事務所 総務課	館山市北条 402-1	0470-22-8641
安房保健所	館山市北条 1093-1	0470-22-4511
鴨川市地域保健センター	鴨川市横渚 1457-1	04-7092-4511
安房土木事務所	館山市北条 402-1	0470-22-4341
鴨川出張所	鴨川市広場 820	04-7092-1107
南部林業事務所	鴨川市広場 820	04-7092-1318
【安房郡市広域市町村圏事務組合】		
消防本部	館山市北条 686-1	0470-22-0119
鴨川消防署	鴨川市横渚 1393	04-7093-2131
長狭分遣所	鴨川市金束 1-1	04-7098-0256
天津小湊分遣所	鴨川市内浦 352-1	04-7095-3610

(6) 自衛隊災害派遣連絡先

部隊名 (駐屯地名)	連絡先		電話番号 ()は時間外	
	時間内(8:00~17:00)	時間外		
陸上 自衛隊	第1空挺団 (習志野)	本部	当直	習志野 047-466-2141 内線 218,236(302)
	高射学校 (下志津)	企画室	当直	千葉 043-422-0221 内線 313,314(302)
	第1ヘリコプター団 (木更津)	本部	当直	木更津 0438-23-3411 内線 215(301)
	需品学校 (松戸)	企画室	当直	松戸 047-387-2171 内線 203(302)
海上 自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部	当直	沼南 04-7191-2321 内線 2213(2222)
	第21航空群 (館山)	司令部	当直	館山 0470-22-3191 内線 213(222)
航空 自衛隊	第4補給処 (木更津)	木更津支処 総務課	当直	木更津 0438-41-1111 内線 301(225)
	第44警戒隊 (嶺岡山)	総括班	当直	0470-36-3001 内線 202(410)
千葉地方協力本部				043-251-7151

鴨川市地域防災計画
(令和8年3月)

発 行 鴨川市防災会議
編 集 鴨川市危機管理課
